四、近代の大歳(明治以降

をうけ、 閉じた。慶応三年 四境に迫ったが、 王政復古の大詔が発せられ、 方向を転換してい 慶応元年 内には富国強兵、 (一八六五) (俗論派) った。 防長二州の士民は百万一心となってこれに反撃し、 (一八六七) 十月、 慶応二年、 月、 外国列強には下 0 近代国家への歩みが 藩府軍と激突して勝利をおさめた。 功山寺に決起した高杉晋作率 一方の幕府は威信を守るため長州藩追討 幕府 点はつい 関開港などの 始まるのである。 に大政を奉還して自滅する。 「武備恭 いる諸隊は、 深刻な内戦を制した新政権は、 順 八月、 の藩是を定め、 豪農商の支援と民衆 長州藩勝利のうちに幕を (第二次) これにより、 以後、 の兵 へをあげて 討 十二月に

広さは 明くる明治元年 成立した。 代の 新政府は廃藩置県を断行し、 大小まちまちで 土佐・肥前の四藩主主導によって版籍 本藩と支藩をそのまま踏襲し、 (一八六八) 境域 も複雑なため、 月、 全国を三府三〇六県の地方行政区画とする。 戊辰 山口 戦争が始まり、 同年 岩国 領土・ 豊浦 領民) 旧幕府の残存勢力も Ħ. H 清末の に四四 が奉還された。 県を合併して、 四県となった。 一掃され、 このとき山口 明治四年 現在の しか (一八七一) Ш [県域は、 口県

―矢原・朝田村の復活

会計 改められた。 国的に藩庁機構の統一方針を示したので、 「民生局」 を布告して藩の機構改革と人材登用を行っている。 主を置い 直轄領 れを太政官に帰す」と、 これ ・撫育・民政・ よりさきの明治元年 て治めさせた。 となり、 (旧幕 また、 領・朝敵藩領) 地方行政を統括した。 宰判を 軍政・社寺・学校・ 奥羽諸藩の征討に成功した新政 中央集権を宣言し、 (一八六八) 「裁判」に、 を府・県として府知事 閏四月、 勘場は 代官は 聴訟・好生・監察の一一局が置かれた。 毛利敬親はこれを先どりして十一月三日、 地方行政に関しては府・藩・ 「裁判署」となった。 「県令」 明治新政府は政体書を発布して 藩庁は政事堂と改められ、 分所は、 ・県知事を置き、その他の藩にはそのまま藩 (のち管事、 同年十月に「藩治職制」 さらに郡用方と改称される) 県の三治制をしいた。政 その下 「天下の権力すべ 従来の郡奉行所は 「防長藩治職制 に議政・施政・ を公布して全 T

と改め、 た。 に分け、 次いで、 0 新たに一 北部 地方行政区に組み込まれていった。 明治二年六月にすべての藩主の版籍奉還が実現すると、 かか 0 T が設 0 Ш [口宰判) けられ、 その は 「吉敷部 役所である裁判署を 同年十月には藩政時代の 南部 (かっての小郡宰判) 「部署」 藩主は と称 一八宰判を廃止し、 した。 「藩知事」 は 吉敷郡は 「南吉敷部」 に任命され、 裁判を 南北の二つ となっ 部

蔵入地となり、 引き続い によって大歳地区から平川地区へ村名が移動した。 (「黒川」という名称は、 島とともに平 の二村になった。 村落の再編が進められることになった。 川が混同されることになった)。 また、 さきの版籍奉還によって藩士の給領地も上地 て矢原村に属していた。 川地区の 給領庄屋・給領畔頭は廃職となった。 このとき、 恒富村・平野村に統合され、 元来大歳地区の一部の古名が村名となっていたものであるが、 従来の黒川村の黒川市・ そして、 すなわち、 富田原は椹野川対岸の平井村に、 吉敷部に属する大歳地区は「矢原村」 このため当地内の小字黒川市と、 そのため、 この三か 岩富は同村内であった椹野川対岸の福良・ (采地返上) されたので、 :村を合わせて黒川村となるのである 庄屋・畔頭の支配区の統合が行われ、 反対に平 その土地は藩直轄の 平 この村落統合 ΙİL と「朝田 側の 地区の大字 田屋

(元山口宰判)	吉敷部署支配	
朝田村	矢原村	村名
);; OO	三、五	石
一石	五一八石	高
名	一名	庄屋
四名	四名	畔頭

— 152 —

戸籍法施行と副戸長

明治政府は、 国内治安を確立するとともに列強に対抗するために徴兵制を整え、 国家財政の安定を

家を中 た。これらの近代的な諸政策を進めるためには、まずその基礎となる戸籍の整備が必要であった。 はかるために、地租改正を実現し、 明治四年 心に、 二八七二) 住所本位で調査する新戸籍が編成されることになった。この戸 四月、 太政官は「戸籍法」 富国強兵・殖産興業を実施するために、 を公布した。 かくて、 四民平等をたてまえとして 籍は、 学制の整備などを企図し 翌明治五年 (壬申)

から実施するものとして準備がすすめられた(これを壬申戸籍という)。

成立するに及んで、 ころに終わるが、 か所を組み合わせ、 この戸籍編成の事務を行うため、 査の準備として区内の各戸には家ごとに屋敷番号を書いた木札が打たれた。 それ 旧三県の区画割りも合わせ一二七区になった。 区ごとに戸籍専管の戸長・副戸長を置くものとされた。 より前の 七月に廃藩置県で四県が発足し、 旧来の町村機構とは別の戸籍区を設け、 十一月にこれら 各区に戸長および副戸長が選ばれ その 区は を統合 区画割り 町 |村を適宜 0 いは四月 に 十日

(地方)	吉敷部		管轄
	八区平		区区
	川・大歳		区域
. 0	津森四	士族	戸
(平野)	郎		長
(朝	内田七右衛門	農	副戸長

された。 名主の名称を廃して戸長・副戸長に改め、 も明確に区別しにくかった。そこで、 0 庄 屋・ 畔頭 の職掌であった。このように、 明治五年 末端行政事務の一元化が図られた。このとき大庄屋も廃止 行政組織が二途に分かれたものの、 (一八七二) 四月に太政官布告で、 両者の関係は必ずし 全国一般に庄屋・

うものであった。 とに置いていた戸長・副戸長の職を廃止した。 山口県ではこの布告に従い同年八月に新戸籍の編成が一段落したのを機会に、 と改めた。 なお、 この副戸長は、 畔頭 証人百姓などの地下役人の名称については、 戸籍事務はもちろん、 同時に各町村の庄屋・年寄の名称を廃し 今までの庄屋事務のいっさいを取り扱 そのまま据えおかれた。 戸籍専管の て、 「副戸長」 ため区ご

-154-

大小区制と戸長

租税・徴兵・士族授産などの事務を、 (一八七三) 県と町村の中間行政区としての部 六月に「区長」と改められた。 管下の副戸長 (旧宰判) 区長は県庁の指揮を受け、 には、 (旧庄屋) 郡用方 (旧代官) を指揮監督して処理した。 管内の戸籍はじめ小学 が置かれていたが、 明治五 · 社寺·

二二六小区に分け、 つい 口県では翌六年十二月、 で、 政府はさきの庄屋・名主制の廃止につづいて、 明治七年 (一八七四) これまでの部を 「大区」と改め、 一月から施行した。これが大小区制で、 同年十月、 従来の区画を再編成して県下を二一大区・ 行政区に大区小区制を採用した。 大区の役所を

「会議所」といった。

なった。 吉敷部) このとき、吉敷郡は北部が第一〇大区 となった。 第一〇大区は一二の小区に分けられ、 (旧山口宰判→吉敷部)、 大歳・平川地区の区画編成は次のとおりと 南部が 一一大区 间 旧 小郡宰判

第一〇大区の小区編制

	第六小区			第五小区		小区
朝田村村	京 川	平井村	矢原村	黒川村	平井村	村名
勝井 法満寺 高井 三作	上氏系 中氏系 下氏系 上湯田 下湯黒川市 岩富	富田原	小原	恒富 吉野 平野 田屋島 福良	吉田 下平井 中平井 上平井	字名

(『山口市史』)

T 13 この大小区制によって、 た 所在地の 呼称は、 例えば 「第一〇大区第六小区吉敷郡朝田村何々」 0

小区は、 ほぼ従来の二村を統合した区域となり、 旧来のように副戸長 (II) 庄屋) 畔 頭 以下の地下

残であったから、 役人が任命された。 よる村落の統合にともない、 の広狭によって人数を増減した。 と改め、 (または小区扱所) 翌九年八月には畔頭の名称を廃して「副戸長」とし、 自宅で事務をとる習慣が続いていたが が設けられた。 明治八年 (一八七 戸長以下の執務場所として これらは藩政期の 五 一 副 注屋 戸 長を 「戸長役場」 畔頭 小区制に 「戸長」 の名 区内

(現在の山下酒店の向い 0 宮成和四郎 長は、 宮成新八 (同十一年~十二年) 側) に置かれた。 (明治五~ 十年)、 で、 鮎川 戸長役場は黒川 弥 八 同 市

このころの役場の事務は、 地租改正や徴兵令の施行事務、 学校

の開設など、 萩の乱 新政府の改革的施策の最先端をに (同九年)、 西南戦争などと、 急迫した空気のただよっていた時代であった。 なって多忙をきわめてい た。 加えて佐賀の 乱 明 治



[版] 長役場。のち村役場。そして大歳出張所となる。

— 156 —

地租改正

て藩主の領有権は解消 維新後、 新政府の重要課題は国家財政の基礎を安定させるための地租改正であった。 全国の土地課税権は政府に集中したが、 従来の年貢は藩によって租率や徴 廃藩置県によ 0

を定め、 売買の禁止を解除するなど封建的拘束を除き、 明治四年(一八七一)九月にまず田畠勝手作 に変更し、 収法の統一を欠き、 これを前提に地租改正をすすめることになった。 年貢米という物納を金納にあらためる必要もあった。政府は全国 他の雑租の中にも適当でないものが多かった。さらに、 (農作物の自由作) これに関連して土地を売買した場合の を許可した。 統一の税制をたてるため、 課税基準を石高から地価 翌五年二月には田畠永代 「地券渡方規則

州藩の整武隊と抗戦した旧幕臣で、 人物も至て宜敷、 地租改正の準備 (聞多) 第一等の参事に候と目利之上、 山 吉富簡一 口県の初代県令に中野梧一が就任した。 (藤兵衛) に宛てた書簡に 降伏後、 大蔵省に出仕していた。 差遣し申候」(『世外井上公伝』) 「静岡之者に候得共、 中 野は函館の戦いで榎本武揚の かれを推挙したのは時の大蔵大 事務も充分出 とのべてい 下で長

た年貢納入が困難な荒廃田畠四万石余の 藩以来の馳走米・ 明治四年十 から、 政府部内の税制改革の方針に通じていた。 一月、 浮役銀 山口県参事 門役銀などの雑諸税を廃止するとともに、 (のち権令から県令) として赴任した中野梧一は、 休石を行うなど、 かれは県政の手始めに、 減税につく かねて した。 旧藩知事が申し立てて 政府の承認を得て 大蔵省官僚であっ

判大庄屋林勇蔵 改正法の 明治五年 公布を待たずにこれが実施準備に着手したのである。 (一八七二) (当時六〇歳) 二月の 「地券渡方規則」 地券掛に諸郡の戸長ら有能な人材を任用した。 公布によって地租改正は必至とみた中 まず、 八月に租税課改革掛に元

月十五日 中野は林勇蔵 滝口吉右衛門らを呼 んで、 収穫米 石 約一 五〇キロ) につき三円

地

祖金納に対応するため中野権令の提唱で設立)

金納制にか

わるのである。

もっとも、

過渡期の措置として同六年と七年の二年分は、

防長協同会社

が石代相場

石三円で現米を収納

これを売却

省に上申の結果、

明治七年二月二十日認可された。

こうして藩政期からの米納制は廃止され、

県会で審議され

た最終

緯租の割合を変え、地価をせりあげて調整された。

かさない

ものとして、

相違点があったから調整が行われ

た。 た。

基本的には最初の貢租額

(経緯租の合計)

円五〇銭を動

山口県の改正調査はこの条例公布前に行っていたので、

郡村費は地租の三分の一以内、

種肥代は収

月二十八日に太政官布告で

「地租改正条例」がだされ、

関係法令も公布された。これによると、

石高

地租は地価の三%、

0

旧租法を廃止して地価を定め、

0

五%、

利子率は六%と定めてい

との 線におちつく程度に試算されていた。 であった。 等級に分け、 5 田 0 ために地券調査については命を捨ててかかろう」 なことを繰り返し これに対して、林勇蔵は農民の実情と税金の過 と農民取分は残米の五公五民とするというも 田 決意のもとに、 to 収穫米は石高の り、 の乾湿・地味・ これは、実際には旧藩以来の四公六民の 五公五民の割合で税制改正の 等級別の歩引きをして労費をつぐない、 意見書を提出した。 主張して引き退らず、 八割程度を平均収穫高とし、 耕作の便否などを総合して九 その骨子 調査 二州農民 を命じ さ

であるが、 が適用されている。 加えて成案となった。 この林案は大筋において承認され、 歩引きは上に薄く下に厚い累進課税方式 別表1は両案を比較 したも 0

地押丈量と地価算定 ・宅地の一筆ごとの位置や持主などの地押し こうして豪農層の合意を取り (測量) うけ、 は、 県下各地で改正調査に着手した。 旧藩時代の宝暦検地が正確であるとの

多少 0 修 Œ. を 歩 引 法 表 表 1 水 歩 引 租分 農民取分 等 級 公 案 林 成 案 上 田 50.0 % 50.0 % 0 % 0 % **±** 中田 10 45.0 55.0 60.0 下 田 40.0 14 20 上 田 21 25 37.5 62.5中田 35.0 65.0 中 28 30 下 田 32. 5 67.5 35 35 上 田 42 40 30.0 70.0 中田 49 27. 5 72.545 下 田 25. 0 75.0 56 50 (小林茂『長州藩明治維新史研究』による)

がもちいられたから、 でこれを用 13 新開作地や旧支藩領だけが実測され 一間を六尺で計算した他県にくらべ、 た。 しかも宝暦検地にあわせて六尺五 大変有利な改正であった。 0

つぎは地価の算定である。

三%にあたる九○銭を経租。 金額に換算し、 米価を一石三円とした。 地価の調整 一円五〇銭は年収穫三円の五割にあたり、 は二円八九銭であった。当時は米価高騰の傾向にあったから、 このようにして地租改正の準備は六年 その一○倍を地価と定めた。 これによって、 (地租)、 この年の九月から十二月までの九○日間の県内八か所の米相場の 一%にあたる六○銭を緯租 田地一筆ごとの したがって、 五公五民の線がつらぬかれたのである。 (一八七三) 残米一石の田地は地価三〇円となり、 収穫米から等級による歩引きをした残りを (民費・郡村費) と 六月ごろ終了した。 県は農民の反対を押し切って基 ところが、 経緯租合 この

-159 -

管轄でも

よい

とされ

たから、

県は各町

村が適正規模を目標に独立か連合かを決定し

その

上で戸

長の

三%の て代納 租率は、 八年から各納税者が直接に金納することに 明治十年に二・五%になる)。 な つ た (地 価

れたが、 載され、 位は た。 交付された。 下札持主の名義によって交付され 小作の関係は 人には地券は交付され 強まり米相場も 小作 これに基づい 改正 人に所 封 旧藩のころの による地券は明治八年 建時代と変わらず、 次第に上昇し 有権はなかったのである。 な て納税者に なかった。 土地の所有関係は、 た。 て税負担は軽減し 地主・自作農は土地所 「下札」が (一八七 小作料も従来どおり現物納 したがって下札の 豆 渡されてい こうして地主農民 春定名寄帳に人別 月 たも に なか たが、 0 土 有権を認 0 地 つ 0 た 持 地主 地 から 券 の地 に登 続 小 2 5 15

おりである。 改租が完了 山 林 0 改 租 する から 終 が わ る 当地域 0 は明治十四年で、 0 明治十二年の地 ここに土地に関 目別地価は するす 別 表 2 0

1 T

地租は地下の2.5%

山林·原野総反別 2026反817 (両村計)

地区別地租改正結果 明治12年(吉敷佐波郡一村限地券税帳写) 表 2 畑 宅 地 田 地租額 町村名 旧石高 反 別 地 価 価 反 別 地 地 反 別 60反208 1.196円36 1,678円79 163反611 2,553円17 矢原村 2581石 1,204反210 63,402円30 2,209円37 75反814 1,404円82 1,762円46 3001石 1.352反108 66,884円28 175反216 朝田村 4.762円54 136反022 2,601円18 3,441円25 2,556反318 130,286円58 338反827 5582石

(『山口市史』)

X 一町村編制法で村復活

矢原村

朝田村の連合

方針 態に合わない面があった。 れたもの のもとに権力の地方末端への浸透を図ろうとするものであったが、 小 区制による連合町村の行政は明治十 で、 旧来の伝統的な町村組織を無視してあまりにも画一 年 七 乙 まで続い 的であったから、 た。 区 画制 0 制度は、 は戸籍調 地方行政 査の便宜から 央集権化 の実

あるとともに、 である郡区町村編制法によると、 8っては、 て旧慣に従う。 府は明治十 村を自治体と認める 数町村を連合し 自治体であることが認められた。 一年七月、 郡ごとに郡長を置き、 旧慣の尊重と地方分権のもとに、 「郡区町村編制法」「府県会規則」 て一戸長の管轄としてもよい 地方の行政区画は、 町村には 「戸長」 府県 を原則とするが、 とされた。 61 および 郡 わゆる地方三新法を公布した。 区 町村の三段階とし、 「地方税規則」 こうし 区域の狭小や財政事情 て、 町村は行 である。 その名称 行政 この基 この X 画

大歳地区の第六小区には、 れ 郡には郡役所が置 にもとづい て、 Ш か れ 口県では翌十二年 「矢原村」 郡長が任命された。 「朝田村」 二 八 0 吉敷郡役所は、 七九) 二村が復活した。 月、 大 上宇野令新 小区制を廃止 だが、 町村は連合して一 道に設けられ L て郡 町 村 戸 長 0

— 161 —

-160 -

格はい 独立か連合のことを決議し、 執行機関と 定員は および戸長役場の位置を決めるよう指導し ずれも二〇歳以上の男子で、 員の現職 ての 人以内とし、 「戸長公選規則」 t しくは被選挙資格者とし、 十二年春に選挙を実施するものとされた。 五月二十日までに報告するようにした。 その町村に本籍を置いて一年以上居住し を定めた。 た。 町村会規則によると、 町村会の公選によって選任された。 そのため、 県は決議機関としての 戸長の公選規則では、 議員の被選挙資格および選挙資 そのうえで、 不動産を有する者とし 村議会を開いて 町

明治十二年五月の選出結果は次ぎのとおり。

矢原村議員 吉富簡 冷泉助左衛門 波多野 五郎 藤井岩吉 保万作

清治 重宗孝庵 松村周啓 岡田市郎 長信之進

[朝田村議員 田中藤八 田中友一 田中長五郎 山下熊右衛門 尾原平

伊藤久太郎 伊藤彦介 平田俊介 田中弥兵衛 井村新吾 藤井勝 Ŧi.

小右衛門 礒部正一郎 佐々木曽根之助 山下卯平治

議 長」 吉富簡一

〔戸 長〕 宮成和四郎

復活した 「矢原村」 Ł 「朝田村」 の二村は、 議会の議決により、 つの連合行政体をつくることに

なり、 戸長に宮成 和 匹 郎を選出 戸長役場を従来からの黒川市に置い

なった。 され の大字黒川 の平 矢原村に属 地区の第五小区 これによって、 井村に属してい 地になっているため、 が混同されることになるのである。 してい ŧ 大歳地区の古名であった黒川 た小原は対岸 た 平井村と黒川村の二村となった。 「富田原」 同年十一月に県の認可をとってその解消を図った。 の黒川村に編入 を矢原 が村に、 同じ 村の名称は完全に平川地区に移り、 したのである。 、黒川 だが、 村の 相互の部落 「黒川 ここにはじめて椹野川 市 が椹野川 「岩富」 すな を朝 わち、 によって から \mathbf{H} 市と平 村

町村制施行と合併

―矢原朝田村の発足―

議費・地方税軽減 縮政策をとって国費を地方財政に転嫁したため、 連合体を拡大し、 0 行政費の主財源は、 0 ためい まで 0 っそう強く町村連合の指導を進め、 几 地方税から交付され 一七区 を二三四区 地方費負担が増 に再編成して、 た。 か 同十六年 政府 同十 加するようになった。 は明 七 年一 治十三年 八八三) 月 か 5 八八〇) には二か 県は、

0 このころ、 環として、 体系的に整備 府 は 自 田民 権運動の激 た地方自治制 化に対応し の制定に着手 うつ、 国会開設 応急的に三新法体制を改正して地方の 憲法制 定の 準備を進めて 13

改正の目的は、 げようとするねらいもあった。 県令が選任することに改め、 を強化しようと、 もちろん戸長の官僚性の強化にあったが、 同十七年五月の太政官達によって戸長官選制とした。 町村から二~三人の適任者を上申させ、 同時に官選戸長に高給を支給して行 その中 公選し から選ばれた。 していた戸 政効率

まなかった。 0 ところで、 が連合して、 共通の戸長と戸長役場を持ち、 二か村以上の連合体は、 適正規模の行政区画を構成する道を開い か 村行政 つ連合 の事 の村会によっ 務組合であっ ていたものの、 てその営みを続 て、 成 村 けてい は いまだに十 それ ぞれ た。 しかし、 分な分離統合は 独立を保ち 弱 小な 0

-164 -

更二法律ヲ以テ都市及町村ノ権義ヲ保護スルノ必要」 ることになった。 0 面 明治二十一年 を法的にもつことになった。 村落自治の精神を尊重する自治体としての面と、 て合併を行い、 その 八八八 0 法案の 区 八 域に町村制を施行する方針が示された。 趣旨は、 兀 月、 そして、 「市制町村制」 人民 地方自治の確立を目標に、 の幸福のため が のためであった。これによって、 中央集権機構の末端機関としての性格と、 公布され、 「隣保団結 一年間 ブ旧 行財政能力のある適正規模を目 0 慣ヲ存重シテ益之ヲ拡張 猶予期間 を置い 町村は古 て 実施 ニっ

朝田村連合体の戸長は、 ここにおいて、 としたのである 県は合併案を示して戸長の意見を求め、 両村内の有力者の意見を求め、 合併を決定し、 九月に合併と新村名の答申 村名につい ては を求 8 「矢原

四月一日 定は難航した。 翌二十二年 (一八八九) 二月、 椹野川対岸平川地区の平井村と黒川村の合併は、 「両村名ヲ取リ選定ス。 の合併については、 市 両村名をそのまま連結したものとなったが、 制町村 村名を全く新しい名称にしてはと、 制 従来からの連合体であったから別に問題はなかったが、 が施行された。 本名ハ地民 帝国憲法が公布され近代的国家としての諸制度が整備されるな 新しい ノ熱望アリ、 「矢原朝田村」 都管 両村名から一字づつとって「平 旁両村名ヲ用ヒタルモノナ 県庁に提出され 椹北村などの案も出たが、 の発足である。 た『名称選定事由書』 IJ 新 しい村 川村」とな とある。 まとまらな の名称 ちなみ による った。 かっつ 0

その町村に住む二五歳以上の男子で、 一万人未満一八人とされた。 った。 の縦覧から始まったが、 村制施行 議員定員は人口一五〇〇人未満 のこの日をもって、 町村制による選挙権は町村の このときの矢原 新制度による村政の機関構成 町村費を納め、 八 朝 田 五〇〇人以上五 村 は 地租もしくは直接国税年二円以上を納める者で 次のとおりであった。 「公民」にあった。 の手続きが始まった。 〇〇〇人未満 公民の要件は、 まず、 五000 二年 以上

人口三、一〇二人

公民 二八五人

議員定数 一二人

近 代

選任された。 選挙が行われ、 事務引き継ぎなどが完全に完了 村会によって村長および助役が選挙され、 新村が実質的に発足したのは六月であっ つい で村長によって収入役以下の

[村会議員] 吉富簡 礒部 IE 郎 井 村安治郎 伊藤五兵衛 田 中 弥兵衛

佐々木曾根之助 田中友一 松村周啓 平田初蔵 波多野滝五郎

田中善八 藤井繁蔵

〔議 長〕 吉富簡一

〔村 長〕 吉富簡一

〔助 役〕 田中善八

収入役〕 佐々木曾根之助

大歳村の誕生

名する場合は異議なくまとまった例は多かったが、 町村名を組み合わせて新名称とする。 まま連結して の方法があった。 すでに述べたように、 しかった。 「矢原朝田 「矢原朝田村」としたのである 矢原村と朝田村も同じで、 村」となっ (1)古来からの名称を復活させる。 市制町村制の施行によって明治二十二年 た。 そのとき、 (4)全く新し 新村名につい 新町村 11 名の報告が求められたが、 名称を採用する、 (2)合併町村のなかの大町村の名称をとる。 合併する両村の勢力が伯仲している場合はなかな ては協議がまとまらず、 (一八八九) であった。 新名称の選定には に矢原村と朝田村は合 古名を新町村名に命 結局、 両村名をその (3)合併 四 つ

七月一日、 その後、 旧来の名称を廃して「大歳村」と改めた。 約九年間を矢原朝田村で通したが、 再び新村名の議論が浮上 明治三十 八九

小学校」 ぞれ大字名として残された。 の校名にならって、「大歳村」 たことにちなむ地名であった。 (小字) 小学校の用地として選定され、 名があったことによる。 「大歳」 として認可を受けて開校されていた(一八四 の 命名 0 由来は、 と改められたのである。 この地は、 明治二十八年 この名称は同地に小祠 もともと矢原村 合併した村の中心に位置するところから、 (一八九五) (現在の大字矢原) ページ参照)。 そして、 「大歳さま」 十月一日に、 旧村名の矢原 (穀物の守護神) 新しい村名は、 その地名をとって の下湯田に大歳という穂 · 朝 田 この の名称 新しく建設する をお祀り 大歳小学校 「大歳尋常 は、 してい それ

祀られて 地から東側五メー 校地の中央あたりにあった小祠 いたが、 校舎建築のため校庭横に移し、 トルのところに、 「大歳さま」 石組みで移築されている は、 その後も増改築の都度何度か移転 農業の神様として三メ トル四方の 現在は学校敷 瓦葺のお堂に

長を辞 するまでの して出馬し当選した。 山 初代村長には吉富簡一が就任したが、 Ŧi. \mathbf{H} 十五年間の 和吉であった。 歴代村長は次のとおりである 二代目村長は、 昭 和十 九年 その長男吉富寅太が就任、 明治二十三年七月 二九四 四 三月三十 の第一 日に、 大歳村と改称したときの村長 回衆議院議 大歳村が山 員総選挙に県会議 市と合併

歴代の村長

110	1	
初代村長	吉富簡一	明治二十二年五月九日~明治二十三年二月二十六日
一代	吉富寅太	明治二十三年二月二十六日~明治二十七年二月二十六日
三代	田中善八	明治二十七年二月二十七日~明治三十一年五月十六日
四代	山田和吉	明治三十一年五月十七日~明治三十五年五月十六日
五代	伊藤致恭	明治三十五年五月十七日~明治三十九年五月十六日
六代	吉富寅太	明治三十九年五月十七日~明治四十年八月五日
七代	吉富俊市	明治四十年八月二十八日~明治四十四年八月二十三日
八代	田中善八	明治四十四年八月二十六日~大正八年八月二十五日
九代	吉富寅太	大正八年八月二十六日~大正十二年八月二十五日
十代	尾原治三郎	大正十二年八月三十日~昭和二年八月二十九日
十一代	藤村隆介	昭和二年八月三十日~昭和六年八月三十日
十二代	田中新太郎	昭和六年八月三十日~昭和十年八月三十日
士三代	宮成稔甫	昭和十年八月三十日~昭和十七年五月五日
十四代	欠(職務管掌門	(職務管掌県属渡辺貞雄) 昭和十七年五月五日~昭和十七年七月三十一日
十五代	中讨本多	昭和十七年七月~昭和十九年三月三十一日

椹野川改修と県道整備

現在でも岩富・三作地区に石垣のある屋敷が見られるのも、 苦労は大変なものだった。 に悩まされてもいた。ここは洪 市から朝田にかけての石州街道は一面水をかぶり、 矢原 から約一五〇年間に五七回もの大水が記録されている。 から朝田にかけての平野部は、 黒川村の 水の 頻発地帯で、 『年中吉凶記録』(田中家文書) 昔から椹野川 何日も通行できないことがしばしばあったという。 の水の恵みを受けていた。 雨が降ると川が氾濫して田畑は流され、 その頃は洪水による決壊によって、 水防のための名残である。 によると、元禄十三年(一七〇 方ではその水 0

がって、 ても、 尺の石畳を敷い 濫して土手 坂東・岩富・黒川市から矢原にかけて水没した。そして、 関屋土手もあふれた。この関屋土手を高くすると岩富・三作方面の被害を大きくし、 この被害は、 川本流 同三年 藩政以来補修や川の付けかえ、 Ш が決壊すると、 は王子の森の尾根が張り 口藩の民政局は関屋橋から椹野 (一八七〇) て、 ひとり大歳地区 水が越しても決壊しないようにした。 に朝田の関屋土手が石畳に改修されている。 小郡側 (矢原・朝田) だけでなく、 0 田に甚大な被害をもたらした。 出し川幅が狭く、 川さらえなどの予防策が各村々で講じられていた。 川土手まで八〇間 大水のとき本流は満水となって和田 朝田川の関屋橋 17 下流の村々の共通の悩みであった。 わゆる越流堤である。 約一 そのため、 五〇メ 当時、 (現在の第二関屋橋) 付近 朝田川下流の関屋付近 南吉敷部 ときの民政主事は 0 また、 堤防上に幅四 介 明治になっ 郡 三作・ した から

:舗装路 民治 (吉田 面にわず 松陰の実兄) かに残ってい であった。 この 石畳を 「馬踏の石畳」とい ったが、 現在もその名残の 石

は祖父の従兄弟にあたる林勇蔵 が 請け合うから、 改修へ かねてからの 代表は平 懸案の の過程 由 椹野川改修を申 年 (一八七八)、 介、 念願であっ このように、 あと半分は住民負担でと話がまとまったが、 小郡側 は林勇蔵であった。 し入れた。 Ш 口と小郡は連合し 日ごろから水に悩まされてきた流域住民にとって、 明治六年 (小郡の元大庄屋) 勇蔵は経費を五万円ぐらい 八七三)、 て椹野川の改修を再度申 と共に、 地租改 矢原村· 正 このときは改修までに至らな と見積 ŧ 上湯田の 段落した夏の り、 請 中 自邸に権令中 た。 野権令はその半 このときの あ る日、 JII 野梧 か 一を迎 富 0 つ Ш た。 簡

0 こうした動きを受け -村孝禧らが来山 して調査がはじまった。 明治十四年 二八八二 三月 二月 日 に、 大場橋から着手 オラン ダ 人技師 モル 小 郡丸 1 山学校下 ル (38)と内 まで 務省

翌年に工費五 五万円との調査結果が報告された。

0

実地

は三日間にわたったが、

当時

外国人の技師

が来るとい

うことは

大変な

出

一来事だっ

に再調査を依 これ だけ (矢原 工学を学 0 計画は変更せずに節約できるところは節約して見積り、 経費を民間でまかなうのは不可能だったの 朝田 んだ県人 平. の田辺義三郎に再審査させたところ可能であることが 黒川 上郷· 下郷· 嘉川・ 名田島 で、 翌十六年に農商)治 工費は 鋳銭司) 務省技師南 〇万円とな の総代会を開き 分かり、 郎平

て五月に三万三千円を国庫が補助するとの通知があった。 県会議長吉富簡一の尽力によって改修費は無事議決されたのである。 その後、 の分担金は次のとおり。 総額十 四千 明治十 太郎 円宛五か年) 万円のうち残り 設計に着手するとともに、 七年 吉富簡一 八八四) らが続々 を地方税より 几 万七千円 三月に県会は改修経費のうち二万円 上京して国庫助成を陳情した。 は関係十 補助することを決定、 県や郡役所の関係者はじめ県 か村の 分担とされ したが つづい その

矢原村 H 二六四円二〇 一六四円三一銭

(明治十 より十 か年 に割賦徴

(『大庄屋林勇蔵』

より)

こうし て、 明治二十年 八八七) 月 八 日 待望の 椹野

改修起工 式 から 小郡東津で盛大に行われた。

なるとS字に曲 三作と関屋の難工事 に直角に流 地点の 入 工事であ て 法満寺 41 た。 工事の つ この た。 川と合 ため洪 吉敷川 最初で最大の難所 て南に流 は当時、 水のときには水 れ 三作 は 0 111 はけ 合流 久保 野 から 地 JII を経て本 悪く に近く



大歳地区、 治二十二年に完了 しい水路がつくら は難航した。 の地盤は周防変成岩という非常に硬い岩盤だったの 橋から岩盤の 川本流に平行 から三作 そこで、 とくに岩富・ この 0 様子を見ることができる 硬 へも 一祠までを した。 して流 新しい堤防 岩富 岩盤をなんとか切り 現在、 直線に吉敷川筋を改め、 入するようにした。 から請願が 直線に、 帯は昔 その上を通る自転車専 (導流堤) それ 出されていたように からひ より ところが、 も築造されて 61 御仕 5 田 用道路 田合 で、 場 0 0 11 で T

関屋土手あたり)の切り広げであった。ここは、朝田川が椹次に問題となったのは、この合流点から五○○メートル下流

譲らなかっ 水没した。 川に流入するところで、 たが、 とした次第を訴えて た。 朝田村民からは椹野川 県の係官 勇蔵は地 は関 屋付近の椹野 元民が永年の 本流が満水になると朝 関屋付近 本流の川幅を 川 は上流 から訴 二五間 下流 田 える実情を説明 JΙΪ はあふれ 幅を一三間ほど切り広げさせたのであ (二七メー III 幅が 7 朝 同じ 少 田 さきに朝田 だから 切 和 0 田 拡 広げるよう請願が 三作 張は無益だと主 III から 筋の土手を 小郡側 出 され 带 T は

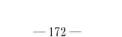
0 て上流 0 たまものにほ から始まった工事は 九六)六月、 かならなか 幾多の困難を乗り越えて椹野川改修は完成した。 った。 郡側の下流域の工事に移り、 林光井手の改良などをす まさに林勇蔵

けられ候は べきであると吉富簡 くても狭 道路兼堤 を浚 その道路をかさ上げ へ得 から小 防の完成 田畠をけずら ベ 第一 郡 0 (『大庄屋林勇蔵』) 工費を節し、 一に説き、 これ れては、 してまっすぐにしようとするものであ Ш よりさき、 (上郷駅付近) までの県道 協力して陳情した。 後々農民の難儀となるの 第二に良田を救ひ、 改修工事 というのである が始まったころの 「道路を堤防に設 第三に (旧石州: は 明らかであっ は ったから 街 JII 明治二十 道 内 0 0 改良を計 たから、 林勇蔵は驚 月、 画 道は いた。 は黒 堤防 査に着手し それでな III

により に感激 橋まで椹 六月 0 0 0 人夫賃は 開通し まま舟 したとい 三宮土木課長もその意見に賛成 一旦 に 堤防を道路に改修することを議決 う。 こうし 道路 H h 明治二十一年 で 運ぶ 兼用堤防工事 など 馬を引いて出たも 石 0 一四月の 街道以来の県道は堤防上 は竣工 海 県議会臨時会で、 勇蔵らの で 0 原知事以下の通り 治 八銭で、 公共に 上に移る 丸山 対する至誠 から黒 0 初 70



旧和田橋の欄干



導流堤に架かる和田橋。川底の岩盤が見える。

た年貢

が

金 で、

納

ところ

に新しい あ る。 半分近く削りとられて農道化し、 このとき、 大石橋が が架けられ 江芦 時 代の宝暦元年 た。 また、 朝田から三作間の 昔の面影はみられない 七五 \Box に石橋となった黒川 旧県道 (石州街道) 橋も改修され、 は、 堤防拡張の その 関係も し下 流 0

農村その後 0 変遷

主 十四四 に地価百 第二次地租改正と営農 を強化して、 年ころからの米価暴落によって未納 待に反して地租負担の軽減を要求する農民の一揆が各地で起きた。 農民の要求は一段と強まった。 (第二次) 分の三 を公布し、 <u>=</u>% 地押 調査 の租率を二・ 開墾地や地目変換・脱漏地の検出などの規定を設けて条例の 明治九年に始まった地 (田地の測量) そのため 五%に引き下げ が多くなり、 か、 が行われることになった。 政府は明治十七年(一八八四) 租改正は たが、 金納地租制度を圧迫した。 同九年には全国的にほぼ終了 地租の基準となる地価は据え置いたので 政府は明治十年 三月に 地価修 修正を図 Œ 「地租改正条 たが、 を求める地 八七七) り、

-174 -

原県令は告諭を発し、 5 改正条例によると、 これによって面積は約一七%増 県に土地調査課を特設 丈量は曲尺六尺を一間とされた。 この 調査は人民の財産を保全する目的 加 郡区 地価の増大につながるおそれ 町村ごとに担当者と地主総代を任命し Ш 口県では今まで六尺五 のもの で、 地価引き上げのためでな があった。 寸を 同十九年三月、 て、 間 とし 実施に着手 てい いこ た

当村の 地主総代は次のとお 0

(矢原村) 吉富簡一 山田和吉 田初蔵 Ш 根 1 市 郎

朝 田村] 宮成新八 尾原平次郎 礒部 正 郎 藤井勝 Ŧi.

二十一年 一七%増 六尺を一間として正確に実測 て明治六年い および六〇〇分の一縮尺 のとおり。 また、 郡総代 加 (一八八八) らい さらに脱漏地も加えるとかなりの は本間源三郎 0 地 六 券制度は廃 $\widehat{}$ 月に完了したが、 間を一分に) 中 川輔。 用 止された。 水路や畦 これ とする地籍図 戸長は武谷孫惣であった。 このときの 畔 は大変な難事業であっ なども入れたから旧反別よ 面積増 地 (分間図) 加となった。 租 改正結果は から 編成され、 こうし た。 土地台帳 别 0 T 明治21年地租改正結果

しく 量 尺の変更による増 明治六年の 告論どお 地価 価を定めたが、 0 地 地押 地価 租 えと比 はほとんど変わ を据え置きにし 加は約五 す でに定まっていた土 ~ ると、 三町、 って \blacksquare て処理したからであっ 脱漏地などの 畠 W . ない。 宅地 地には、 0 2 面 n 増加が約四 積 は検出 は 面積に伸 九 几 さ 町 れ 増 -町であ 縮が た脱 加 あ 漏 T 0 地 0 61 ても た。 12 る。 は 最 新

H

1,611反310

1.897反101

3,508反411

田地価

68,016円29

70,487円54

138,503円83

地租 さきの地租改正によって、 に 変わ 0 たか 5 農民 は米を売 従来の現 って貨幣で納め 物 (米 を主として納 なけ れ ば 8 なら T 13

表 3

矢 原 村

朝田村

地租 3,577円16

761円56 230反931 1,625円74 232反541 田畑宅地計397町1882 地価計143,064円78 (明治21年2月現在)

864円18

畑地価

2,935円21 (『山口市史』地区編)

宅地価

1,351円82

1.583円39

宅 地

97反021

135反520

畑

96反124

134反807

は明治初年 一年の 11 物になって没落 米価 により な り、 は下落 県下 農村にも貨幣経済が進展することになった。 大きな利益をも 0 -の 自 財政膨張によるインフレ て自作農・自小作 小 一方、 0 割合は、 たらし 地主農民は土地を集積 た。 自作農三八%、 農は定額地租 だが、 で、 米価は三倍にも上昇 明治 0 自小作 年 負担に耐えかね、 代後半になると して大きくなっ その結果、 :農四 六%、 して、 販売に不慣)財政縮小 小作 地租を定額でおさめる土 土地を手放す者も この 農一六%とな から深 展 れ 開 な農民は商 刻 出 車を 0 な T た。 デフ 人資 11 明治 地所 る。 け た 本 0 0

藩政 集会を時 に こうし 麦の生産が中心で、 時代の農業をそのまま受け 傾向にあったが、 「勧業費 四 除費二円 [市史] 々催 たなかで、 の基礎的事業には年々多額の村費を支出していた。 茶などの栽培を奨励 0 しては うち、 の精算金額なきは、 地区 五〇銭で計一 編 政府 溜池 11 たが 一般的に農事研究は消極的であった。 とあって、 牛馬耕は一般に普及し、 0 井手 勧 矢原 〇円を予算に計 農政 継ぎ、 本年に限り農談会を開設せず、 溝 策は農業生産 農事の工夫改良にはあまり熱意が 朝 西洋の農法・ 掘 米 田村 0 0 連合議会の明治十 麦の主穀生産が圧倒的地位を占めてい 諸 費に二一 上 L の商品経済化を目指 金肥 農具 なが ら、 四 など新技術の導入を進めて 鯡 円を計上 決算では一 例えば、 九年度会計によると、 老農を中 干鰯・菜種粕 依って特に費用を要せざる て して、 明治十 なかっ 銭 心に、 おり、 も支出されていな 生糸 など)も使用され、 たも 勧業会話・ 四 年度の 一学校費 (養蚕・ た。 のと思われ 61 勧業費七円 た。 当村にお 三六六円 農談会などの 山 製糸) 61 口県 る。 や桑 依る」 いても 内では しか 0 説

-176 -

支出額であ 0

も上昇した。 一番を中心に発展した。 は明治 作 以降 の農業 地主も農民も稲作に主要な関心を向け、 0 商業人 明治二十年代 \Box .専業化が確立 0 などの商品作物はデフレの影響などで大きな不安をもたらしたが、 急増で需要が増 八八八 してくるので 七 え、 九 明治三十年 ある。 以降の農業は、 品種改良や農業技術の 八 九七 初期 には米の 0 勧 進歩もあって、 農政策とは逆に 輸 入国 に転 他方、 わ

であった。 に御堀村に稲作 そのころ、 短冊苗 各郡でも試 改良法では三石余と一五%を越す増収とい 県では、 代 福岡県の 験田を設けて在来の方法と比較 験場を設け、 防長米の 老農林 遠里の 0 品種改良を進めるとともに、明治二十年に林遠里を招いて実地指 伝習生 ジ参照) 改良耕種法が全国に宣伝されて を養成 や深耕のできる犂 て稲作 した。 う成績を示 その結果、 の改 し、 良普及に努めたので (筑 農家の関心を集めた。 前犂) 13 在来法で反収二石六斗余で た。 による馬耕 そ n は ある などの な翌二十 水選 技 導を依 0

三十一年 乏進 大歳の農政が を任 0 実地指 習会も · 二 八 九 在来農法から脱 つい 乙 大歳 じた。 ころであ で各部落に勧業世 そし W. ΙİŢ 皮して、 て、 0 F た。 宇 翌三十二年 野 籾 近代的 令三村 話 0 塩 掛 を委嘱 水選や正條植 共 な 改良農法への軌道に乗るの Ħ. 月、 0 品 た。 はじめ 評 会開 時 歪 N 催 画 は T 農事 有給 など、 などの 専門家を招 0 勧 業常設 は、 指導奨励 0 普 及と成 大歳村と改 11 員制度を設 て学校や寺 果 試 0 発表が 田 け X た で農 明 子

近 代

児童の農事指導はもとより 三〇%程度普及していたが、 で螟虫捕獲に出動して、 物であった。 九〇二) 大歳村の営農に大きな影響を与えた人に、 また、 +虫害防除には村役場の職員総出動で村内を巡回督励 一月に赴任して四十五年 子供達に駆除奨励費が村役場から出た。 その後もコンクールを行うなどして同四十年ごろには全村に行き渡った。 昼夜の 別なく村内を回って農業啓発に尽力し、 $\widehat{}$ 九 = 大歳小学校の訓導福永只之進が まで在勤したが、 正條植は、 彼は徹底した農本主義者で、 小学校児童も郡 その村 明治三十四年度に全村の 11 夫子的風格は た。 明治三十四 からの指

駐在所の生い立ち

署と改めら 明 Ш 治五年 口県に近代警察とし れた。 (一八七二) であった。 ての 「取締組」が発足し、 その後、 邏卒から巡査と名稱も変わ 七五人の 伍長 部伍 が県下 り、 明 应 治十年に出 か 所に配置され 張所は たの

分に行き届いた巡回はできなかった。 が管轄内を徒歩で巡回 かる分散警察制度、 卒とか巡査の語 源 は 巡邏査察からきていることからもわ 17 わゆる住民と密着した て治安維持に当っていた。 そのため、 村に巡査を宿泊させ昼夜村内を巡回して治安の維持 「駐在所」 したがって、 が置かれることになった。 かるように、 本署 から遠く離れた村々までは十 当時 は 山 口県で、 を拠点に は

明治二十 では、 仁保下郷村・ 年 (一八八七) 小鯖村 四月 から試験実施に入り、 吉敷村に置かれた。 十二月に 七 兀 0 駐 在所を発足させた。 Ш

され を中心に中矢原などを転々とする借家住いが続いた。 同二十六年には再び黒川市の福田亀太郎所有の一棟に戻り 銭で借り受けての発足であった。 一名が駐在することになったのである。 当村に駐在所が創設されたのは、 て矢原朝田村が発足した日に、 さらに明治三十一年七月 その後、 山口 明治二十二年 一日の 場所は、 警察署に属する 村名変更により 明治二十五年に矢原大字中矢原 大字朝田字黒川市の <u></u>八 八 「矢原朝田村 九 「大歳村巡査駐在所」 同二十八年矢原字下湯田の村上織江方に 几 月 7巡査駐在 日であ 林清吉所有 0 山田和吉所有の つ 所 と改称され 0 一棟を、 市制町 が設置され 村制 家賃六五 部 黒川 屋 ^,

などを集めて黒川 ると庁舎の建設に奔走した。 大正十二年 二九三三、 市 現在 0 そのころ駐在所の建築費は一般寄付に求められていたから、 JA生活センター) 代村長の尾原治三郎は、 に新庁舎を二五〇円で新築した。 駐在所の 位置が転々としては治安上からも 村民 0 木

— 179 —

こうして大歳駐在所もやっと定住することになったが、 村長 ・小学校長と共に村の三長官の一人に加えら 当時、 れる名士であった。 駐 在巡査は「駐在さ h 駐 在 0 H

九 の指揮によって行動することとされた。 八 消防については明治二十 月であ った。 昭 和 五年時には 七年に公設消防組 本村に公設 組員 一九二名で七支部を置 0 の設置が進められ、 「大歳消防 組 が置かれたのは 61 いていた。 各町村において設備 大正八年

史』小 あろうが、 私塾は一〇六校 けたのであるが、 17 · 寺 戸 JII 屋は、 国治著)。 時の為政者が学問の奨励に意をそそいだ結果ともいえよう。 町民の通う寺 士分の子弟は藩校や郷校で教育をうけたが、 天保期 (全国四位)と、 私塾 これは、 への進学者は寺小屋修了者の十分の一に過ぎなかったという。 (一八三〇~) 小屋は、 商品経済が進展して高所得の農民層が台頭してきたことを物語るもの 嘉永・安政期 日常生活に必要な読み書き算術を習い、 から急速に普及しており、 (~一八五九)で頂点に達している 一般庶民の教育は寺小屋 寺小屋が 私塾で上級の教養を身に ・私塾で行 校 『山 防長両国内の私 全国 П 県 われ 0 教育 7 T

も個人宅が教育場で、 大歳地 分の者は 太郎・徳光直明・ その子礒部佐五右衛門、 区における天保初期から明治五年(一八七二) 山 口講習堂 Ш 一五人から三〇人程度の子弟を収容し教授した。 下一精・羽丹與一、矢原に養元寺、 (のち 馬庭に佐々木曽根之助、 山口明倫館)ある いは吉敷毛利家の憲章館に通ったとい 和田に井村新吾、 の学制発布までの 下湯田に嶺村 このほ 間の寺 小右衛門などがい 高井に伊藤兵 か少数ではあ 小 屋 は 太 た。 岩富に内 田 0 ず

-180 -

小屋の は主に男子で、 れ、 弟子入りを願った。 就学年齢 は別に定められてはい 女子は少なかった。 在学年数は、 そして、 なかったが、 農村 地域で 束脩 一般に六〜七歳のころ親は子供 (入門料) は四~五年だったとい は酒一升または米一升ほど、 われてい るが、 を連 れ 就学す て教育 謝儀

推計されている。 か銀八~一○匁であったという。 は年始に餅一重ねと米一~二升、 したが って、 五節句と冬至に米一~二升 経済的な面からも就学率は低く、 か札銀一~ 二匁、 三〇%程度だっ 歳暮に米 一斗

心に、礼儀作法や交際礼儀などの実学も多く取り入れ、 教育内容は、 般に 「読み」 「書き」 が 中 心で、 「ソロ 厳格なしつけ教育がおこなわれた。 バ も習っ た。 社会生活に役立つ

識によるものであ 分以上の専有物であったという身分的差別を否定し、「必ス邑ニ不学ノ戸 シメンコトヲ期ス」と、 藤博文が指摘したように、 田と高田に小学校 った。 四民平等の原則の上に女性をも含む国民皆教育が目標とされた。 その教育理念は 明治五年 (一八七二) に「学制」 国家富強の基礎は「世ノ文明人ノ才芸大二進長スルコト」 『学制被仰出 書 に明確に説 が公布され かれているが、 ナク、 学校の設置は木戸 家ニ不学ノ にあるという認 従来の学問 人ナカ 孝 允 は ラ

済ませ、 に従い 算術の教を受けること、 のときの 学制 「小学教則」と「校則」 口県では、 学校の 重 によると、 ねて入校 「小学生徒心得書」 出 文部省の 入り し業につくこと、 大学 には必ず ②昼十二時から一時まで業暇 ・中学・ 通達に基づき、 を各町村に布達して、六歳から十三歳までの男女に義務教育を課 拝礼 によると、 小学を置くこととし、 (3)業中は猥 騒々 (1) 明治五年十月、 毎朝八時に学校に入り、 しく進退しないこと、 りに立ち歩き雑話を慎むこと、 (休み) その着手の順序も小学校の設置を第 「小学章程」 につき、 (5)男女席を別にし、 高弟を凌 を制定 昼食に帰宅するものは帰って がず、 して小学校の開 (4)教師を敬 稚きもの 0 した。 て差図 を侮ら 手習 を急

近 代

こと ず、 ず父母兄弟に告げ、 りに人の物を用い Ħ. 17 (上要約) に み、 など、 ず 礼節を守ること、 落書きなどしないこと、 口論をしないこと、 躾に重点がおかれている (8)往来途中で狂い遊びや (6) 学用道具類は念を入れて取扱 (7朝夕家を出入りするごとに、 (『山口県史』 近代 石投げなどし 17 な

長宮成 一月から大小区制が施行されると、第一〇大区の第六小区として両村連合 新 大歳 八のもとに戸長役場を黒川 地 区は矢原村と朝 田村 0 市に置 61 别 て行政に取り組んでいた。 れ 戸 籍編成 事 務終了後 0 明 治

は高井の 七年 八幡宮御旅所南 (一八七四) てスタ 三月、 (山口スバ まず朝田村に これ ルの南側) が本村での学校教育の始まりである。 「朝田小学校」 の十字路 0 を創設し、 西南角であった。 下等小 次い 表 4

下字野令村の児童を収容して本校とし、 と接する所で、 で明治十 のとおりであった。 を新築し、 年 八七七) 龍泉寺住職の早笋瑞然を初代校長とした。 現在のホテルタナカ 六月、 矢原 0 朝田・ 向 朝田 67 側であった。 下宇野令の三村が協議のうえ、 小学校は分校とした。 これによ 校地は小字名を高田村とい って、 そのころの教員・ 高田小学校には付 矢原 村高 生徒数は、 61 \mathbf{H} 近の児童と 下字野令村 高 田 表4 小

それを八級に分け六か月ごとの進級制であった。 の制度は、 明治十 年に 簡易科 年 - 四級 制

明治五年から 翌十二年の改正 「下等小学」 で 「簡易科」 ٢ 「上等小学」 三年六級制、 の二科に分け、 「尋常科」三年六級制、 それぞれ修業年 限は 四 年

この当時の就学率は四○%たらずで、 級制にした。 八級制としたが、 同十三年 に山 一口県は 女子は男子の三分の一にもみたなかった。 「初等科」 「中等科」 「高等科」 と改めて地域の実態にあわせた。

DU

年

なり、 れた。 に尋常・ 村となったため、 義務教育とし、 明治十九年(一八八六)、 そして、 学校を管理した。 小学校の設置区域および位置を定め、 二十二年 「高等小学校」 改めて下宇野令村と学校組合を設け、 -四月の 小学校令が制定され、 も四年で、 市制町 村制の実施にとも 11 ずれ 四月に本村の高田 も進級制は廃止されることになった。 「尋常小学校」 ない 組合立校として両 矢原・ 小学校は 四年 (初等科三年 田 「高田尋常小学校」 村長が一 0 両村 は合併 年交代で組合長と 中 県は翌二十年 して矢原 等科 と改称さ 年 H

等科を加え、 治二十五年七月、 朝田分校は 学校令の 「朝田尋常 改正にとも 小学校」 と改称され な 17 高 \mathbf{H} 小学 た。 校を 「高田尋常高等 小学校」 と改めて

毛とし 県は 3 ぜ授業料を払ってまで学校へ行かなければならないのか」という不満の声 は 育費は、 の財政を圧迫することになった。 T いる。 科 月 の授業料を二五銭 学校の設立・維持費を「小学ハ小学区ニ於テ」 これは町村によって違いがあったが、 高等科 〜五○銭 一六銭ぐらいだったという。 そして、 とし たが、 義務教育とい 国民 明治 の経済力がまだ十 十二年ごろは月に二~ (義務教育の尋常科の授業料が徴収されな 負担すると、 いながら授業料が徴収さ -分でな 民費依存を原 が起こった。 65 五銭、 れたから、 明治五年当初 則とし たの 八厘九 なな

近 代

所 校 1		七(9 必 多
5 名	教職員	生 徒	数
2 名		男	女
1小学校	4	74	21
1小学校	7	193	54

(『山口市史』より)

朝田

高田

こうし

た歴史の

なか

で、

大歳小学校として特筆すべきことは

代用

大歳小学校の誕生 ところが、

された。 大歳 同月二十四日高等小学校を併置することになり、 これを受けて矢原朝田村では、 同二十八年 日に出火し、 この場所には の名をとって大歳尋常高等小学校が誕生したのである。 - 九月三十日をもって学校組合を解散することになった。朝田小学校も同日で廃校にな 校舎二棟を焼失した。 小祠 ところが、 「大歳さま」 明治二十八年十月一日に「大歳尋常小学校」 本校の高田尋常高等小学校は明治二十 そのため下宇野令村と協議のうえ別々に小学校を持つことになり、 が祀られていて、 下湯田の大歳の地 小字名 「大歳さま」 (穂ノ木) (現在の校地) 七年 となっていたもので、 設立の認可を受け、 は校庭横に移してお祭り に校舎の建築を始 (九四) った。

成して高等科が移り、 を尋常科の仮教室にあてて授業を再開 校舎が完成するまでの で建築費は三、 二八二円六五銭であった。こうし 翌二十九年十月には二棟の校舎も竣工して移転 間 元朝田小学校と中矢原の した (村役場は近所の て、 岡屋宅二階養蚕室を高等科の 十月二十日に開校式が盛大に行わ 石村宅で執務)。 したが、 新築校舎三棟 十二月に校舎 仮教室に、 れた。 (一七九 棟が落

当時の教員と児童数は次のとおり。

員 六名 高等科 男六九名 女一○名 計 七九名員 六名 尋常科 男八三名 女六六名 計一四九名

明治三十三年 (一九〇〇) 八月、 小学校令は全面改正され、 尋常小学校の就学年限を四か年に一 定

られ、 実が図られた。 児童数は尋常科三一五人、高等科四八人であった。 (従来は三年も認めた)、 治 大歳小学校でも明治三十三年度の児童数尋常科一五九人が、 四十年 (一九〇七) こうして明治四十二年度から尋常科六年、 の小学校令改正で、 義務教育における授業料は無償となっ 義務教育の就学年数は六年に延長され 高等科二年制となったが、 た。 翌年は一九〇人と増えて そのため就学児童の このときの 初等教育の充 63 増 加 から 3

少なく、 補習学校との二本建てとなった。 学校内に 男子も入れる 明治四十年には この対策として小学校に このころ、 的不況を背景とする時局に対応して、 和 T 大方の女子は裁縫の塾に通い、 「大歳村立大歳青年訓練所」 「大歳実業公民学校」(現在の大歳郵便局前駐車場に新設) 小学校を卒業しても上級の中学校や女学校に進学する者は 「大歳村立大歳実業補習学校」を併設してい 化への 「高等補習科」に改編し、 年学校令が公布されて公民学校は 道を歩んだ 「女子尋常補習科」 昭和五年には青年訓練所と補習学校を が創設されて軍事訓練などを行 男子は夜学などで勉強していた。 昭和元年 大正元年 を置い て実業教育を行 (一九一二) からは 「大歳青年学校」 (一九二六) る。 その後、 には小



大正11年当時の大歳小学校(手前の道路が現在の市道

とは、大歳村民の誇りの一つであった。 として実習にあたるなど、 まで続いた。 ての研究と実習にあたることになった。当初は六か年の契約であったが、 0 前 小学校となったことである。大正八年 ・身)の代用附属小学校としての指定を受け、 その間、 師範学校から訓導が三人派遣されてきたほか、 教師陣容・設備内容の充実による県下の優秀校としてその役割を担ったこ 二九一 農村小学校としての児童教育および社会教育につい 九) 四月八日、 山口県師範学校 師範学校生も教生 更新されて昭和十八年三月 _山 (教育実習生) 大学教育学部

ど体錬が重視されていった。 歳国民学校」 運動場も拡張された。そして、 その後、 昭和十三年までに講堂の新築(大正十 と改称された。 (『大歳小百年史』 初等科と高等科に分け、 昭和十六年三月、 平成七年刊 一年)はじめ教場の増改築が数度にわたって行わ 国民学校令が公布されて大歳尋常高等小学校は「大 皇国臣民の練成に主眼が置かれ 武道の基本な れ

-186 -

交通の発展

た 九月であった。 通信に改まった。 治になって、 また、 旧来の宿駅制や飛脚に代わって、 山口の堅小路とともに黒川市に陸運会社がおかれたのは明治五年 交通手段も、 馬車・大八車 新しく民間事業の陸運会社 人力車などの普及により道路の整備が急務となっ や公営の 郵便による輸 (一八七三)

九二二)、 今井の下市橋に出ていたのであるが、 ら岩富までの新堤防が県道に編入された。この県道は、 第十三号仮定県道となり、 七六)には、 して標木を建てさせた。そして、道路については、 道路法が施行されると、 これを国道・ 政府は太政官達で里程標の設置を命じ、 それに次ぐものとして小郡~徳佐線 明治二十二年六月、すでに述べたように椹野川改修によって、小郡丸 県道・里道の三種として等級は廃止された。 小郡~山口線は国道一七号線と改められた。 明治三十年頃まっすぐに改修されている。 大蔵省達によって三等に区分し、 県庁所在地の山口を基点に各駅 中世以来矢原の上湯田で大曲りを迂回して、 (石州街道) は二等とした。 小郡~山 さらに大正十年 口線 明治九年 山陽道のような への里程を実測 石州 街 (道) は <u>二</u>八 山か

した。 を経由して明治三十三年 通すると西へ西へと延びて明治三十一年(一八九八)には三田尻(防府市)に達した。 一方、鉄道が わが国に敷設されるのは、 (一九〇〇) に厚狭まで、 明治五年の新橋~横浜間であるが、 明治三十四年五月に赤間関市 やがて、 (下関市) まで全通 ここから小郡 東海道線が

to や乗合馬車も増加していった。 小郡駅へ集中した。 ができると、 お陰で山口~ それまで県都 小郡間の交通量は激増し、 Щ П の玄関口として栄えた三田尻に取って代 毎日十数台の荷馬車が列をなし、 わって、 物資 人力

人力車 わる乗り物としてたちまち全国に普及し、 人力車は東京築地に住む和泉要助の考案によるもので、 明治二十年には県下に三〇〇〇台を越す 明治三年官許をえて開業し 人力車

人力車 力 は二三〇台、 リだったとい Ŀ て を連ね 15 た。 明治四· したが 村靖など中 た鹵簿であ う。 車 夫四 って、 十二日に風雨の中 つったが、 央の高官 儿 (一九〇八) 鉄道の 0 人だった。 整列してお迎えしたもののあいにくの雨で、 が帰県すると、 な 11 四月八日、 Ш 5 をお帰りになられたが、 小郡を結ぶ人力車 皇太子殿下 人力車を一 〇台、 (大正天皇) は、 この行啓のため 二〇台と連ねて県道 乗り 物 0 の花形 Ш 車 \Box Ш は幌をかけ 行啓にも であっ П ^ 召集され 小郡 て Ш 駅か 11 T

馬の 着く 塗り な 県下で二〇一 客馬車 0 П を取ってラッパをプ 箱型で一〇人ぐらい乗 前 馬には飼 す 0 自転車がわが国に輸入されたのは明治三年。 1 台 力車 国道はのどかなものであ て輸 た。 のほ 料を与え、 入品の 大歳 かに乗用馬車 プー には ため n 四 価格は と吹いて合図をし、 客は窓から差し た。 五台あ 和田の堤防には旧街道から移った茶屋があって、 が登場 った。 七〇円という高価 って、 した。 ちなみに荷馬車 入れら それ 御者が一 JII れ 市 は なものであ 県内には明治三十 る外郎と番茶で一 0 客 中ほどに三台ほどとまる車 馬車と呼ばれ は明治三十四年に県下で三五三五台いた。 鞭あてるとポコポコ走り出し った。 T 服 13 年ごろに姿を見せるように たが、 L た。 出発の 明 ここに客馬車 一庫があ 治三十 時は馬 たという。 つ 几 年に から

-188 -

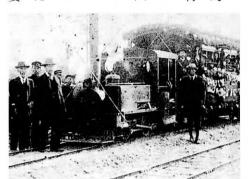
乗り、 軽便なうえ道の狭い 歳村に現 同四十年ころに黒 れ たのは、 明 わ 治三十 JII が国の道路事情にも 市の 八年 石村広槌が買 (一九〇五) マッチし 次い ころである。 て、 で下矢原の藤村文蔵が乗り 明治末年には県下で九〇〇〇台、 岩富の山 下医院 0 出したという。 Ш 圭樹 昭和三 校

代でもあった。 大歳村内で二七 (山 四台と増加 口市史』 している 地区編) が、 初 は 「麦畠 0 上を先生 が 飛 W で行 0 た と驚くよう

足がとどまらなくなり、 小 0 軽便鉄道を敷く (一八九八) 三月であった。 郡を経由 顔役の反対で、 てたところ、 して厚狭・下関と開通した。 鉄道山陽線が東から西 肝心の 当局も 山 口の ついに鉄道の 地元山口で猛烈な反対運動 当時の 町 がさびれる」というもので、 山陽鉄道会社は、 Ш へ延長されて三田尻 \Box 経由をあきらめ ここから が起こった。 旅館業中村竹兵衛はじめとする業者や た。 防 Ш こうして山陽鉄道線は現 П 府 その理 市 を経由して赤間関市に に達 一曲は、 L たの 汽車 は から 明 在の 延長 通ると客 治 する

はさす ちに着工し \Box れ 大きな損失をまねき発展から取り残され によっ から <u></u> 九 郡の にこの失態に気づき 07 有志の間を奔走して軽便鉄道建設計画を立て、 鉄道沿線からはずれ 七月、 大日本軌道会社と合同して山口支社とし、 Ш 口に鉄道を敷く運動を起こし た山 П るはめになった。 町 は 経済 的 明治四 た。 化的

な た。 0 たが 郡 軌道敷設に から 条例によると道幅は六間 つ 111 11 堤防を通る県道 T は 「軌道条 (石州 例 0 によら 街道) 八 なけ X を利 n ばなら 用 することに 以 上必要 な か 0



便 鉄 道

たとい につい た。そこで関係者は上京 ても 「条例どおり それ に足り なか に拡げるとい して郷土出身の 0 その う約 時 うえ陸軍 の陸軍 束でや 大臣寺 の行 ったらよ 軍道路であっ 内正毅に陳情 いかろう」 との たから陸軍省 れ 即 座に許 智恵で容易に の許 П 미 to 認可 5 必 要で から 0

して中 橋を渡ると岩富の う早さであ て便利にな 河原町の御茶屋橋まで延長して 松田 から再び県道に出 て、 5 っった。 屋旅館前 古曾坊から黒 軽便鉄道であったか 新 町 が 終点 Ш て、 П 湯 0 湯 上湯田 III \mathbf{H} 田駅 市 間 0 小学校の らすべて であ 同所を終 0 工事 現在の を完了 0 た。 点山口 小形で、 測候所のあたり 裏側と県道を避け 後に、 駅とした。 線路は 専用道路を開設して湯 治 几 + から 椹野 また、 て通 年. 田圃の JII 月 沿 1 た。 65 なかを 郡 0 新町 県道 下 π 田 湯 日 から 通 \coprod 北側隅 か の現 5 り、 開 Ш 11 通 を走 \Box 式 の藤村 町 Ŀ を行う 間 新 公園 to 踏切 T

運賃は、 日七 大歳地 感が深い。 往復したが、 0 0 大歳 鉄 区内には、 道 小 さい 0 5 だが、 開通 いおもち 後に一六往復に増便している。 田 和 K 二台の機関車とも運転手は大歳出身者で、 大歳~ 田 ょ つて やのような汽車 0 茶屋に 和 田 Ш 橋各 和 \Box H 三銭 橋停留 小 で、 間 学生 和 所 0 H 乗合馬車 橋 下湯 が途中で飛び乗 ちなみに山 1 田 郡 0 B 四銭で、 藤村 \Box 力車は県道から姿を消 踏切 駅から小郡駅までの 少年たちのあこがれの的だったとい り、 全区間二〇銭であ のところに大歳 飛び 降 りをしたとい 所要時 停留 した。 った。 うか 間 カミ 20 は 当 あ 5 初 0

鉄道は、次に述べる山口線の開通によって大正二年に廃止される)

による軽便鉄道を開設してそれなりの役割を果たし 国鉄山口線の開 軽便鉄道は 通 山 ひどく見劣り 陽本線を拒否 が した山口 た 町 は たが、 あら その後、 ゆる面で不利益をうけ 各地に普通鉄道が敷設され その

見学に行って され、翌大正元年から建設工事に着手 などに請願書を提出 鉄道に期 車ができ、 三案が企 九一三)二月二十日であった。 山 し、吉敷 各駅で 画され 65 口町では小 した。 た。 は盛大な余興を催し 郡の各町村長と連携し、 結局、 郡 この から 仁保か ЩП 請願が入れられて、 開 津 ら宮野を経て天神川 たので、 和野 通当日は 待望の普通鉄道が 根県 益 大歳 田 Ш の各郡 П 明治四十四年 を 経 駅で記念祝典が挙行され 小学校は終業後に全校生徒を引率 由 に沿 町村長とも連 して出雲今 小郡 61 か 二九一 ら山 椹野 市 П JII 田 堤 まで開通したの て鉄 雲市) 防横を下る第二案が たが、 四月 道 から測量 院 に その日 通ず っる陰陽 は、 が進 両院 採用 めら 貫

反八 なお、 大歳・ 月遅 Щ 村 紋約 五四 れ 吉敷 て営 五 四円 七 か Ŧi. 5 を始め 0 0 計 $\widehat{\mathbf{m}}_{\mathbf{j}}$ Ш 道 0 まで を買収 三村は、 た。 JU [OO用。 0 このとき湯田駅も 里道を新 L て寄付 開 こうして大歳の 通 0 設 した。 前 年に大歳駅設置 た。 買 新設されて 長さ一 収 車 0 七 場は 負担は、 子 61 を鉄道院に請 竣工し、 る。 Ξ 間 大歳村 また、 (三一七メ 大歳村 途請願(願 六 八円、 は 0 駅敷地として ため 大歳駅 吉 Ш 設置 口線 開 六 0 田 付 通 $\mathcal{T}_{\mathbf{L}}$

要望からであったが、 が設置されたの 中の昭和十 は昭和十 九年に休 车 $\widehat{}$ 九三五) 止され た で、 (昭和二十八年に復活) Jil の中心部に近い ところにも をと

軽便鉄道は、 ところ 11 大歳間五銭、 の道路法施行で、 山から岩富まで ス で、 小 開通当時 郡 Ш 大歳~ Ш 口 線開通前夜の二月十九日 \Box 小郡 の乗 の新堤防が県道に編入されたことはすでに述べたが、 間 小 0 郡 県道 車 間九銭で、 山口 金は、 (石州街道) 線は国道一七号線と改められるのであ 山口~小郡 日 八往復した。 は、 午後十時半の 明治二十二年 間 が通行税ともで一 Ш 山 П 口駅着列車を最 小郡間の所要時間は三五分であ $\widehat{}$ 八八九) 四銭、 後としてその幕を閉じた。 山口~ さらに大正十年 の椹野 JII 大歳間七 改修によ $\widehat{}$ うた。 つ て、 H

-192 -

という。 活躍してい (バス) これ 介するという事 子供心に甚だ痛快だったので、 往還 より先の明治三十八年 0 試 た客馬車の営業者や人力車夫などが、 (当時、 運転が行われ、 件 -が起きた 街道をこう呼んでい 二六分で走ったとい (一九〇五) (『防長新聞』 子供たちは車の跡を追って走った」(故石村矩衛氏談) た 七月二十一日、 明治三十八年七 を疾走する自動車に村民は驚いた。ところが、 う。 自動車の排斥運動を行って騒ぎとなり、 山口県内では初 この 月)。 小郡~ そのためか めてのことで、 Ш 口間 を十二 試運転はそれきりだった 「聞き馴 人乗り 乗合自 小郡駅長が それ というよ れ まで

その後、 小 郡 0 秋本源蔵 が椹野自動車商会を創立して、 小 郡 Ш 礼 进 間 0 開 通式を挙げ

る のは、 自動 間 車株式会社 0 H 大 昭和十 乗車賃は六○銭であっ 正十 五往復 八年 したが、 (社長中野貞蔵) (一九二二) 十二月であ (一九四三) 三月一日であ 先に赤い旗を出しておくと、 た。 が創立され 椹野商会は った。 これを山 当初 四年で は、 マク どこででも停まってくれたとい П Ш 市 \Box スウ が買 0 豊 収 田 エル二台とビッグ L 正一に引継ぎ、 T 山 口 市営 間 ÍΗ バ ス to 型 なく う。 台 が 発 山 の三台 足す 口定

山 制を施行すると、 それに対応する道路の整備 国道一七号線 小郡・ Щ 5 こうして、 翌年就任 防 府 ・県道大田線の改修に努めた した白銀市長は が急がれた。 交通機関は馬車から乗合自動 昭和 「市勢の興隆は DA 年 九二九)、 車 まず トラッ 道路交通の整備にあ 山 П クの 田丁 は吉敷村 時 代 1 と合併 と移行するに Ď と宣言 て念願 つ して れ

敷設 て、 わち、 その発展を期そうというものであっ 一七号国道 间 旧 石州 街道)に こつい ては、 県都 Ш \Box 市 0 玄関道にふさわ 11 0 \pm 道

0 へと最小に制 大歳村とし 支出につい ては、 限 ても協力的ではな する 当時 0 国道一七号線の改修を強く要望 特別 かった。 の条件をつけて着工したといわ そのためか、 Щ П し、 市 では大歳 新規 れ てい 国道 る 村 0 内 建 **建設には** 通過の 反対 路線を勝 で、 井 地 か 元 5 負 扣

日 雇 つ 業は 賃 T 金は男子 支弁され 昭 和 から 初期 七0~ たもので、 0 失業者増 八 〇銭、 2 0 大による農村不況打開 種の 女子 は五〇銭と一 事業は県下にお 般労働者 のため 13 て最 0 初 半 0 \pm もの 額だっ から 全 で \pm しあった。 たというが、 的 に 施行 工事費は三〇万 た失業対 延人員 几

万人 を動員し して日当をもらったという。 ての大工事であった。 Ш からの土砂の採取・ 運搬に近くの村民が動員され、 "

なるの る結果となった。 のとき村道 1 0 である。 ルは昭和七年 道路は、 国鉄 (現在は ところで、 山口 (一九三二) 市道 線の この新国道一七号線 北側に新規に建設 となり、 四月二十日に開 昔の静けさを取り戻したものの、 は 通し、 たも 昭和二十七年の道路法改正で一級国道九 0 国道一七号線とな で、 1/\ 郡 Ш \Box 間 時代の発展からとり残され った。 の総延長一二 旧 国道 (石州 五三二キ

石津河原に競馬場

-194 -

0 よる経済不安がひろがっていた。 の一つに、大歳競馬の開催があった。 次大戦後の 経済恐慌や関東大震災による混乱から覚めやらぬ昭和初頭の そうした不景気の世の中で、 湯田の繁栄を助長する機縁になったも 世 相 は、 慢性的

され 八月の 改良と軍事思想の普及で、 大正十二年の 「地方競馬規則」 馬券の発売はギャンブルであるとの非難が 「競馬法」 によって知事の許可する地方競馬が登場することになった。 によって日本競馬会による公認競馬が発足し、 地方競馬用の競馬場として大歳村石津河原に ある反面 地方開発につながるというの 「大歳競馬場」 次いで昭和 二年 その が初めて認可 目的は馬匹 で 九二七

な誘致合戦がくり広げられたという。

明治時代から時々草競馬が するスタンド、切 周一〇〇〇メ 初めての県営の競馬場は、 符発売所 トルの馬場は内柵と外 ・馬見所・投票所・審査所の付設建物であった。この地に認可され 行われていたことが素地となったという。 石津橋上流の 一柵の 石津河原 間二七メートル、 (現在の矢原河川 それに大歳側と川沿 公園を含む 一帯 61 に に つくら 万人 たのは、 れた。

く残っている。 円に達するという好成績をあげた。 合会の で大変な人気を呼び、 この大歳競馬場での第一 の徒が集まり、 しかし、 的中者に対する配当も現金ではなく景品券で最高一〇倍以内とされ、 主催で開催され いろいろ制限があった。 旅館 軽率な射幸心に誘われた付近農民の悲劇も多かったと、 料理屋などが繁昌した反面、 た。 不景気をよそに三日間で五万余人の人が詰めか 当時、 回優勝競馬は、 だが、一 馬券の投票は一競争について一人一票制 この予想外の 同年 円の投票券でうまく当たれば一〇円の景品券になるという (一九二七) 十二月三日から三日 成績に、 開催権が 政争の 以後四月と十二月に定期 具となり、 け、 で 競馬の投票を職業とする 馬券売上げは六万三千余 時の関係者 景品交換所 在 間 にわ 的に開催され のような連勝式は 1達の の設置を禁ず たり 述懐も多 県畜産連 てい

され 月 競馬場 たに湯田 0 改 主 の規格も従来の で Ŧi. 反田に設置 か所 大歳 の許 の認 0 可を受けた 可 5 制 のでは存続不可能となってさびれ、 と な り、 山 昭 和 口競馬場」 六年 Ŧī. 月 が に 発足し、 小月に 競馬 大歳競馬場 場 昭 和 八年 関 は廃止された。 市 小 月 が新設

歷史

村 0 経済更生

込み、 騒動 に対 時の農家の経営規模をみると、 を窮乏させ、 て豊作貧乏を招 かでも自小 一次世界 のとき一俵 さらに同四年の世界恐慌によって同六年には七~八円に下落した。 一町以下 多数の失業帰村者をかかえていた農村は経済危機にみまわれることになった。 作層の減少は小 大戦後の経済恐慌により、農産物価格は不安定となった。 11 (四斗) 二〇円もしたものが、 の中・ たのである。 下層農民の戸数は減少傾向にあって、 作層より このため農産物価総くず 一~二町以上の経営規模をもつ上層農民はゆるやかに増加してい いちじるしか 昭和二年 (一九二七)の った。 れのドン底におちい 中 下層農家の没落と転業がみられた。 県下の米価 これは五年の豊作が、 金融恐慌によ って、 13 は つそう農家経済 って急激に落ち 大正 力、 七 かえつ たの Ó 717

-196 -

に勧奨した。 に述べる吉敷川 その ため、 再び海外移住がすすめら 国・県も必死の農村救済 改修工事など、 11 わゆる時局匡救事業を全国的に れるのもこのころである。 対策を講じることになり、 行うと共に、 国道一七号線新設工事 農村の自力更生を強力 をはじ

大歳村でも、 昭 和 四 年 九二九 月に 「大歳村必行事 項 を定め、 経済緊縮 に 0 13 て次の 諸

につい 経済緊縮のため時間について、 に意を用 0 儀につい 励行に努めてい 酒 T 宴の は、 ては、 廃止や贈答の自粛。 披露宴など分限を守って質素を旨とし、 余剰労力を内職・ 一般会葬者への膳部の廃止や返礼の禁止。 る。 要約すると、 副業に利用し、 諸会合の時間を励行し、 (6)業務能率の増進と消費節約につい (1) 教化総動員については、 日用品の消費に留意して貯蓄に努めること、 石地蔵搬入など不謹慎な習俗を打破すること。 無駄な空費を避けて勤労に励むこと。 5社交礼儀として、 祝祭日の国旗掲揚と神社参拝 ては、 仕事 に精励し 忘年会・新年宴会、 などであ 能率の増進 (2)私

興を図って更生の などの副業を奨励し、 めた。さらに、 県も、 「自力更生 農山 漁村の窮状を救うため、 同年九月五日内務省は をスロ 方途を講ずると共に、 農家の購買・販 -ガンとする経済更生計画 満州事変勃発後の昭和七年 売・貯蓄など農業経営の改善を掲げる模範的農村 「国民経済更生運動」 協働共済の実を挙げ、 の樹立を呼 を指示し各町村に びかけ 以って新興生活 (二九三三) た 几 の基本を確立する」 「経済・産業の刷新振 月 から、 0 畜産 設置をすす や園芸

体であ 七 養蚕奨励 そって市町村を指定して実施させる運動であった。 年度から町村 の運動は、 ったから、 -農創設、 0 各町村長を委員長とした経済更生委員会を結成して計画をつくらせ、 指定が行わ 村と学校・ 生産物 れ 農会 の共同販売購買などを掲げて運動を展開した。 産業組合の四者が 市町村は計画に負債整理などの財政 体となって経営改善を進めるも 農事 0 有機的改良が主 改革、 が 0 その で 画に

の指定を受けて実行に入った。この計画書は、 大歳村は、 まず村の概略を紹介しよう。 昭和八年(一九三三)六月に五か年計画事業として「大歳村経済更生計 昭和初期の農村大歳村の実態を浮き彫りにしてい 画」をたて、 る

○%を占め、 などで、 業収 入 (昭和 当時の農家経済は、 次いで野菜果実(二〇、 八年) をみると、 米作 一三円)、 $\widehat{}$ 農産加工 六〇三円)、 麦作 三三五円) 三 Ŧi. 山林 八 _ で全体 六〇五 0

総収入 二三〇、五二三円

総支出 二四四、一八二円

差 引 赤字一三、六五九円(一戸当り四一円七七銭の赤字)

— 198 —

失業者群であったのである。 日であった。このように、 働日数は一七二日 子六二〇人、 農家戸数三二七戸 前記生産に必要な労働力は年に一三〇、 女子六三五人)に対する生産人口は七五八・五人(女性と年少者を成年男子の (130,580人÷758.5人=172日) 農村の実態は赤字経済のうえに、 (専業一九一、 兼業一三六)、 であり、 五八四人であった。 農業人口一、二五 残り一九三日は収入につながらな 一か年の半分近くが開店休業という潜 したが 五人 って、 $\widehat{}$ $\mathcal{T}_{\mathbf{i}}$ 一人一年間 5 $\mathcal{F}_{\mathbf{i}}$ 稼動 ○歳 11 遊休 力に の労 0 在

当局の更生計画は、 加 工などの生産拡大に振り (1)大量の 余剰労働力を、 向け る。 (2)消費経済 米作 以外の野菜園芸・養蚕 面では、 自給肥料 . の造 . 養鶏 成 醤油 養畜 0 自家醸造

業公民学校」(一八五ページ参照) 作してモデル農家を経営し、一般農家の指針 組合を充実し、 糖には蜂蜜使用 入販売の統 督励員の設置を定めた。 頼母子講の整理などと、 魚肉 0 代わりに鶏卵・ の作業場を拡張し、 とくに注目すべきことは、 こまかい指導方針を示した。 茶は自家製茶・ としたことであ 牛一頭を購入し、 燃料 は柴草採取で自家充足など。 三〇〇〇円を支出 実行機関として、 学校地続きの 田地一 して 村農会・農 (3) その 「大歳実 町歩を

こうして積極的な自立更生計画を進めたが は \Box |中戦 争に突入してしまっ この計画も結実しないまま、 昭 和 十二年

吉敷川の改修

はすでに述べたが が展開され 昭 和 初期 0 不況は農産物価格 満州事 変勃発後の昭和七年度から、 を暴落させ、 潜在失業者群をかかえた農村を危機に これら農村の救済をはかるため、 におとしい 時局。 れたこと 王 ||救政

救土木事業費は三七〇万余円で、 皇室下賜金・ 和 0 更生 年 0 (二九三三) ため、 県費などによって土木工事を中 積極的 九 に財 月十 政 Ħ. 道路 支出 日 工事費が七三%を占めたほか、 をはかり景気の回復を 冶 \mathbb{H} 知 事 は 心におこなうと述べた。 県議 会で、 はかろうとするもの」 時 局 匡救事業は、 河川 七年度 港湾 農 の県市 と説明 用排 Ш 漁村 水 村 0 0 荒 国庫補 と商 匡

新設 旧などの 九年度は国の 事も、 度にこの事業を終了した。 市 この年に行わ 村営工事が行わ 補助 が少なく事業費は半減 れている。 れ 就業者は延六四万余人にのぼった。 時局匡救事業二年目の八年度は、 したが、 県は一二〇万円を支出して一二八万人を就 国庫補助を中心に三〇三万余 まえに述べた国道一 七号: 0

二十二年 防兼道 して通れなくなったから、 ままであった。 ほか 0 は)時局 (一八八九) に小郡丸 石橋といって四 医救事業の 川土手は低く、 として改修されていたが、 つとして行 住民は不便をかこっていたのである Ŧi. 枚の石を置 111 山から岩富 幅も狭く、 わ れ た の橋詰 11 0 水害の 橋詰 て飛び石づたい が、 か 吉敷 (吉敷川 ら上流の 因ともなっていた。 ĴΪ 0 改修までここに黒川橋 大改修であ に渡っ 湯田井手付近までの T 61 0 たので、 た。 橋は、 椹 野 すこし 吉敷川 県道に架かる黒川橋 があった) 111 に 0 堤防 の雨でも 64 T まで、 は 水没 堤 0

補助一〇〇、 |敷川改修工事は、 000円 昭和 九年 県負担 $\widehat{}$ 八五、 九三四) 000円、 十一月五日に起工された。 村負担一五、 000円、 総工費二〇〇、 寄付金八六二円 八六二 円 国

工事 区 間 右岸 左岸 吉敷村八反田 大歳村五反田~ 大歳村岩富東川 大歳村三作芝村 久保 二〇四六・ 一九九〇・六メー 八メー トル ル

井手の下にある下湯田 た。そして、 この 改修によって、 鉄筋コンクリ 橋、 111 幅は平 次い 均二五 で千 トの橋脚をもった堂々たる橋が新設され 九橋 メー トルと広く 黒川橋 なり、 供有橋· 両岸の堤防 大歳橋である。 た。 もかさ上げされて面 すなわち、 完工したのは 上流より湯田 Ħ を 昭 和 新

一年三月であった

引き続 は高田橋 負担六、 61 て から共に和田 三七五 同じく 円 時 を昭和十二、 局匡救事業とし 出合までの堤防 かず て椹野 施工され 应 年 III の三か年賦で分担してい 本流の た。 大改修が 大歳 側 0 総工費 行わ れ 八 る Ħ 大歳側は 0 00円で、 石 か 5 このうち Jil

橋の整備

何 氾濫して交通にも支障をきたしてい 土注進案』 新されるのである。 0 大歳地区は、 (現在はない 記述も しい 大石橋に架け替えられた。 な の記録によると、 17) · 千代丸橋 北から吉敷川が流入 この石橋は、 次に、 主な橋につい 石州街道に黒川 ・黒川橋・供有橋と大歳橋の五橋が新しく架橋され、 明治二十二年 た。この吉敷川 して東西に二分しており、 その後、 て記述しておこう。 石橋が一か所記載されているだけで、 (一八八九) 昭 和十年 を渡るための橋は、 (二九三五) の椹野川改修で、 昔 から岩富 の吉敷川改修によって、 天保十三年 ・三作付近は豪雨のたび 道路兼用の堤防となった 吉敷川につい 村内の交通 (一八四三) 事 ては 情 「風 は \mathbf{H}

県道 大歳 ばならなかった。 街街 道 大正二年 までの里道を新設 そのため、 (二九一三) 吉敷川 に国鉄 したが、 改修の 山 岩富に渡るにはすこし下流に架かる黒川 口線が開通 際に現在 0 し大歳駅 「大歳橋」 から 開業され が昭和 たの 十二月に架橋され で、 橋を迂 大歳 村 回 では なけれ 駅 るの か 5

ある。 このとき旧県道 (街道) にかかってい た黒川 橋は取り壊され

十二間 の石工岩屋万助によって架けられたものであった に席を譲るのである。 壊された黒川橋の前身をたず 代後半には人力車・ (約二一・六メー の椹野川改修のとき、 トル)、 客馬車でにぎわい、 ねると、 幅一間一尺 黒川石橋の少し下流に新たに架け替えられ 天保十三年 とある。 軽便鉄道も通ったのであるが、 (田中家文書 (一八四三) 宝暦元年 『年中吉凶記録』)。 (一七五一) 『風土注進案』に に和泉国 た大石橋が黒川 時代 は移って大歳橋 明治二十二年 黒川 (大阪 石橋長

三)に架橋され、 便をかこってい を渡るには坂東橋と呼ばれていた四枚の飛び石しかなかった。 堤防 から 現在の供有橋のあるところは、 いかに低かったかがわかる。 た。 「供有橋」と名付けられた。 これを見かねた田中 この橋も昭和十年に改修され、 昔の 亚. 四郎 石 この初代供有橋の竣工式の写真によると、 州 (人物編参照) 街道 (田県道) が私財を投じて、昭 少しの雨で水没したから、 から美祢に通じる道筋で、 現在は三代目であ 和 八年 人々 は不

になったのであ 黒川橋 と命名され 現在の ろう。 J A 山 た。 旧県道の黒川橋が廃棄されたため、 口中央大歳支所前から勝井に出る道筋で、 (現在の橋 は昭和五十四年三月竣工) ここ黒川 昭和十 市に架かる橋とい 年十二月に架橋され うの でこの 「黒川

て昭和十年にコンクリ ここも飛び石の橋で、 トの橋になった。 高井・勝井方面からの小学校生徒の通学路であっ (現在の橋は昭和五十七年三月竣工) たが、

通ずる道路 この 新設にとも 橋が 架 かる なって架橋された。 0 は、 戦後の昭和三十年である。 (現在の橋は昭 和五十六年二月竣工)。 矢原駅から国道九号線

がない。三か所の橋といっても長さも短く、 秋穂渡瀬は渡 ロメ また、大歳地区の南側は ところで、 ルに及 吉富渡瀬・高田などが主な地点であった。『風土注進案』によると、 場 んで平 川地区は昔から椹野川によって隔てられた陸の孤島 (渡し Ш 地区との境界をなしている。 山口盆地を貫流する椹野川が流れ、 石津は土橋、 吉富渡瀬には幅一尺の木橋とあり、 中洲にかけら 昔からこの対岸へ れた仮橋程度のものだったと考えら 上流側の富田原東端から の渡河点は、 大場 高田については記載 大場 小郡境まで六 は板橋、 れて

たのであるが 最初であろうとい 大庭・大端とも書かれ ノ図 所 政 これらの には、 明: 富田原から対岸の平井に渡る橋を「大場橋」 われているが、 但長十五 治三年説 立派な木橋が描かれており、 橋について簡単にふれておこう てい もある) 間 る。 二七メー 『風土注進案』によると、 天保時代に架け替えら 0 版 画 -トル)、 鴻城 椹野川 幅三尺六 n 0 0 とい 常設橋 たも なか 大庭 0 0

近 代



鴻城錦絵・大場橋

であったから、

口の町場や街道

(国道)

へ出るための手段に関

椹野

Ш

0

È

に平

ΙİŢ

側の住民によって維持管理が行われ

T

付けた。 ら肥料 両駅に通ずる道路橋梁の整備として、 れたといわ であろう。 应 年 の糞尿を運ぶ車の通行が れている。 明治になっても橋の維持管理 0 は、 この年がたまたま豊作であったことと、 関係住民の協議によっ 大正二年 一層便利になり、 (二九一三)、 W. 川村費による管理に編入され は、 て、 平. \mp 井を中心とする関係住民の負担で行 資金を投じて強固な橋を架け替え、 鉄山口線の 豊作が期待されるということから、 開通により大歳駅 橋が丈夫になったことで山 ・湯田駅が開設され わ この名 一豊年橋 n П 0 明治三

橋」が 街道で 道筋は、 れない 秋穂渡瀬橋 秋穂浦 誕生し 藩政 あ つったが、 Ш 都 から幸 末期に 口線の湯 P 秋穂渡瀬は、 州 田 は からの 『風土注進案』 渡 梅の 田駅の開設にともなって、 舟で渡 使者が 木峠~ Ш 口と秋穂港を結ぶ秋穂街道の渡 陶峠 ったのであろう。 往来したことから、 によると「秋穂渡瀬 ~平井を経由し、 大正四年 あるいは仮設 土地の人は 椹野川を渡って袖解橋から山 渡場一ヶ所、 二 九 一 し場であ の板橋 「お上使道」と呼ん 五 に平川 程度の 満水の節は渡し無之」 る。 大内時 ものがあ 村費支弁の 代 \Box 0 0 昔 たの 町場 は 1 とある か べ続く 重 入るた 一要な to

設されたが 明治二十四年 Ŧi. とあるから、 石津 大正二年の大歳駅開設に対応して、 0 $\widehat{}$ 渡 八九一)ごろ、 しは、 野 『風土 川の 注進案』によると「石津渡 111 平. 幅 川地区の からして橋は流れ 小原の住民を中 大正五年 の深い 瀬 二九一六 中 心とする受益者負 央部 土橋長十六間 0 3 に平 にで 川村の もあっ 三八 担で 村費管理となり たのであろう。 • 「石津 X

翌六年に架け替えられて強固な橋になった

には に廃止されたが、 からみると一部分に架けら 吉富渡瀬 橋長十 Ŀ 矢原の吉富家 間 秋穂渡瀬 (約一九メ 現在、 0 (庄屋) 岡本義雄宅 約 れ 0 Ŧi. た仮橋程度の 田地があり、 メートルにあって、 幅一尺 (穂積町) ものであっ とある。 加徴米を運搬するために使われたとい に板橋の一 矢原と平 たの 『風 部が残され 土注進案』 であろう。 川地区 てい 当時、 0 によると矢原 向矢原を結ぶも 矢原村 う。 村に 明 する 0 「吉富 治 で 0 川幅 中 矢原 頃

渡河の を椹野 高田橋 几 [年に平 にあて、 方法も JII が横断し 政 五年の許 末期、 明らかでな の村費支弁橋となった。 て 黒川市 13 可 て、 期限 65 渡河点は高田だったという 岩富・三作などと対岸の田屋島 が満了すると、 明治十八年 (一八八五)、 仮橋を架け が、 地元住民が渡し舟を常設してその賃 た。 『風土注進案』にはなんの記載 そし 福良 て、 0 地域を黒川 大歳駅の 開設にとも 村 とい 0 も な た。 銭 なく、 大 内

り、 年 Ŀ 0 つぐ改修によっ DL 諸 四 橋は Ш \Box 費によって維持管理されるようになっ 市 てす と合併後は市道橋となり べて が旧態を一 部は県道に編入されて県費橋梁となるも 11 景観をなしている。 て、 層交通の利 便 が 增 進 昭 0 和 も 九

大歳

地名を冠

品 名

米

麦

なすび

大根

漬菜

甘藍

里芋

甘藷

かぶ

胡瓜

人参

西瓜

馬鈴薯

たの

いであろう。

0

ように、

子

変

わ

つ

大歳村の主要農産物

収穫量

6.329石

2,474石

38, 400質

27.750世

23,400貫

10, 260 m

8,690貫

8.092質

6,240買

4.768實

4,340世

2,800實

子

か

5

中長

のか

主流は

大歳の産業

況は表6のとおりで、 農産物・ は、 で、 :物も現 当時にお 農は れた。 量 国の大本 できな の突出 61 ても 次の表5 して 0 お いものと見なされてきた。 な 改 41 け 9 いる茄子もその 良がすすみ、 ぜんとして大歳村における重要な産業であった。 る職業別従事者 作に使役され は、 という考えは昔から 大歳村に 野菜・ る牛 一つであった。 おける主要農産物の収穫状 0 な 果物などの ٠ かで、 馬を除くと養鶏が盛 したがって、 農業従事者が 貫 また、 地域的特 農業中 13 家畜や副業としての養鶏 産物も栽培され 七 い況である 経済の h 四%を占めてい 心に発展 であったことが知れ 明治以来の 根源として土地と農民 が、 してきた大歳村 全国に名を知 た。 麦の 勧業方針 この 主要作 養蚕 は ように農業 などの に とは離 5 n 和三 次

たナ 大歳茄子 (矢原在住 ス であ 0 たとい わ 「大歳茄子」 れ 大正十四年 T う。 いる。 当時は、 は、 が、 明治三十四年 矢原ナスと呼ばれ、 試験圃の 中から茄子の有望種を発見し、 (一九〇一) ごろ県農事 形状は丸ナス (巾着) 試験場に勤務して 育苗して知 で黒紫色、 人に配 肉質 いた長 0 布 しま 谷 III た

田 のころ大歳村 て 輪作によって栽培され、 例えば水稲 は山 П 町 大麦→ナス→冬野菜 や湯 Ш 生産が伸びた。 温泉をひかえた野菜どころで、 (大根・白菜) 連作による忌地現象を避ける →玉葱→水稲の順に輪作され 「大歳ナス」 ため、 は 大正 休 か 栽 5 期 昭 間を五 た。 和 K か 5

柄で 柄十二種のうち ナスが紹介され 穫量は 県内はもとよ に種を播 成され、 八四 一反 優良種を保存育成 00 0 T 矢原地 0ア り広く 15 貫 つに数えら で四 しか 県外に送られ 四 X PU しようと、 に県指定 当り二・六~三トン程度だったという。 月下. 1 れ 旬 昭 から五月 和 「大歳茄 0 十八 大正十五年 原種圃 推計 昭和 年 子 初 初期 面積 場が設けられた。 旬 九四三) に畑に定 から同二十年代の園芸要覧などの は約五町 二九三六 袋七銭、 発刊 $\widehat{\Xi}$ て、 0 四月に会員 ^ 採種された種子 クタ 園芸カタロ 五銭、 穫期は五月下 和三年の 四 1グによ と記録されて 〇人で は、 調査による 旬 円二四 図書には必ず ると、 「大歳ナス」 「大歳茄子 から 九月 41 旬で、 良銘 0 種

1,200頁 400円 (大歳小の『大歳村基本調査』)

備考	数 量	種別
	149m	馬
うち乳牛	73 ₉₀	牛
飼育戸数	22頭	豚
卵価格3318p	1715到	養鶏
価格19円	13箱	養蜂
価格537p	春蚕繭86页	養蚕
価格375p	夏秋蚕繭78貫	

(大歳小の『大歳村基本調査』)

代表品、

長さ六寸

径二寸余、

正

形黒紫色、

肉質緻密味佳く性強健、

害

0

抵抗

力

強

紹

介さ

ころ

(昭和3年)

格

158,015円

26,916円

7,680円

2,775円

3,510円

2.565円

2,000円

971円

936円

857円

956円

700円

T

61

る。

17

0

出現もあ 全 産 $|\mathbf{E}|$ つ で米作と競合すること、 的に有名だった「大歳茄子」 て次第に衰退 してい 、った。 長形 昭和三十一 茄 子 が好 中 ま 0 年の 昭 れる風調が強くなったことと共に、 和 県の 十年ごろに大歳茄子採種組合が 調査でも栽培皆無と報告されて 他の 優良品 61

げら 五九〇八円と記録されてい に雛を分譲したの 八一八、 大飼 岩富の 育者七戸で一三〇〇羽、 雛六九八)、 鶏 Ψ. が が始まりである。 副業として盛んになっ 川和四郎 産卵数は る。 から 白 色レグホンの多産性に着目 二二万二一 小飼育者 昭和三年の調査によると、 たのは、 八〇 儿 五芦 個 大正末期ころからである。 で二五六六羽、 (価格三、 Ξ 孵卵器を設 養鶏数一七一五羽 八円) 卵価一 となって 00匁 備し 大歳でも て孵化をはじ (成鶏雄 几 17 る。 企業的に取る 銭で村 昭 九 内総 8 和 七 九 年に n 同 村

合長の石井東一(人物編参照) この うち大歳地 養鶏事業が飛躍的に発展するの 0 一六養鶏家によって大歳養鶏農業協同組合 区は一万五〇〇〇羽を超えた。 が全国第一位 は戦後のことである。 (世界新) 昭和三十四年度の農林省産卵 (組合長石井 を獲得するなど、 昭 和二十 東一 应 年に大歳 が 輝 創立され、 かしい 能力検定に 成果を収 飼育総数二万 お 13 B T 111 //\

-208 -

どまっ 商工業 時代に 仲買 明治末 かけ 肥料 大歳地区は古来からの純農村 期の 染物 商工業者数は七 飲 油 食店はじめ、 種油 ○~八○軒あったが、 客馬車 地域で、 豆腐・ 瓦等の製造販売、 商工業については特筆す 人力車の 丁場など、 ほとんど農業を主とする片手間 鎌鍬製造の野鍛冶 地域 経済を対象とする諸 1 きものは 大工 な 61 ·左官業 明治 0 小 商 か

ほ か は 呉服 雑貨 0 卸 売業者が あ 0 たの 3 であ

111 市 0

にすぎず、 庁の所在地 み出 し、 人口 不足からい 0 で大正四年 なが Ш П 5 町は明治三十八 つまでも市制を布くことができなかった。 大正末期に至っても当 $\widehat{}$ 九 £ 年 に下 九 宇野令村を併せて市制実施を目指 0 一時の <u>Fi.</u> に上字野 市 制施行 要件の 令村と合併 人 口三万 T 人に対 して 町 勢拡 67 た。 大へ 万 L 0 七千 かし 第 を

 $\mathcal{T}_{\mathbf{i}}$ つつあっ か 昭 和三年 わ 制を施行 す との合併を企図し、 合併 でに三村合併委員会も設置されていた。 大歳村 $\widehat{}$ が両 だが 九二八、 町村会議 は Ш 亚. 口 各村にはそれぞれ事情があり、 JII 村と吉敷村との三村提携により、 山 県の橋渡しもあって六か町村の合併問題協議会も開かれてその気運も高 で議決された。 が誕 一口町 生した。 は万年町から脱却しようと、 こうして昭和四 ところが、 にわ かに大同団結とい 昭和 年 その年の十一 (二九二九) 隣接の大内 村 をつくる案が浮 月十六日に JL う運びには至ら 宮野 月十 日 両 突然に山 Ŀ 町 大歳 T な 11 は 合併 たので П

か 山 町 初 から乗り気の T は なるべ く隣接五か村と同時に合併したいと、 少 なかっ た大内村 は別として、 大歳 平川 各村に個 両村 は多分に合併 々単 独で呼びか ても け T

近 代

とい 宮 野村 う気運を高めて 推進者 13 たも と反対 0 論者 0 吉敷村の の抗争が激 不意打ちに対する反感か しく、 まとまらなか つ 5 た。 時 合併を敬遠し

とい に継 を提唱 するため、 う感情 承され 和 した 七年 まず大歳村との合併 たが をぬぐ 山 \Box 41 大歳村としては、 \equiv 去ることができなか 市は今後南 几 月、 を行いたい」との大方針を声明し 石 進政策を行 崎 旧吉敷村が 哲二山 った。 わなければならな П |市長は 出し抜いて単独で合併したいきさつ 就 任にあたり、 61 た。 要するに表玄関 山 以来、 市 この 発展 であ 南 0 か 進 た 政 5 る X 策 付 小 代は歴 裏切 郡 近 村 町 5 代 に 0 市長 連絡 れ

たが 中戦争 足並 て、 大山 みが揃わず、 が始まり、 П 违 昭和十五年 を実現させようとする構想がおこった。 結局、 翌十六年 $\widehat{}$ 九四〇) 四月一日宮野 0 皇紀二六〇〇年記念を機に、 村のみが合併するに至っ 吉敷郡北部六 か村 時 0 体 合併 強 から 化 進 0 D 方 針 5 れ

ころが 化して て」と題す 村民に大きな感銘を与え、 決 が得ら 的に働きかけてきた。ときの 村との 2 つ れ れ る長文の趣意書を自ら執筆 ない に対 合併 そして十 して宮 ため 12 成 功 未解 成特 六年 した山口市 共鳴者が現れ、 決のまま昭和 長はじめ合併反対派 九四 高橋忠治市 は、 し、 その余勢をかっ 全村民に配 大歳側委員 七月三十日 長は、 0 強 七 硬論 年 0 と市側の 布 山 が 大歳村会で合併 て念願の南進政策を実現させる してその理解を求めたのである。 一一市 過ぎた。 が登場し が 折衝も円滑 大歳村の合併を切望 先に旧立 て、 行 が絶対多数 吉敷村 に進 政 X 変更 h が で、 の満場 で可 単 独で する 決され 1 これ 65 問 理 < 致 5 題 由 早 0 た。 は具 は に 議 大歳 つ Ш 61

したときのしこり から 11 まだに忘れられ T 11 な か ったの である。

望シテ 建設の 5 テ産業的施設ヲ講ジ、 対策に苦 5 地での敗報が に東亜 市 0 0 ル上マザ 1勢全般 機運が盛り上がった。 市に合併 「広地域ニ渉ル 南部を含めて、 0 れ 建 慮 ルナリ 県知事熊谷 設に寄与するとい していたから、 発展ヲ 伝えられ、 太平洋戦争 新市 「大東亜建設に寄与するための 北部二ハ精神文化ノ殿堂ヲ拡充スル 図リ、 憲一 『建設委員 国民の総決起が一 お互 大歳村は山 の発意によ は三年目を迎えて 速二山口県中 今後益々大和 う重大使命を達成しようと 41 決議文』) に好都合であった。 П り、 枢 市との合併を決議したまま二年を経過してお 層叫 とあるように、 ノ精神ヲ発揮シ、 都市ト 山 П 11 ばれる 市を中心として付近町村の合併に ょ シテ名実兼備 11 大合併」 よ激烈を極め、 そして、 ようになった。そう 等、 して この合併によって 各地区 常二大局的見地二立 に発展させようとしたの 61 Ш た ブ大山 日市は 0 で ノ特長ヲ遺憾ナク発揮 あ П 局 市 は 大歳村だけで した昭 建設ヲ達成 \exists 南北 Z に不 チ、 よる 和 共栄を期 利 南部 である 県中 なく、 セン り、 八年 とな コトヲ希 セ 市 枢 11 つ さらに 主 て 3 側 大 九四 す もそ さ

和十 二 にと陶 九年 t 一大山 名 田 九四 市 П 四 市 (穂二島 建設 へ合併 二月 した。 日 が具 11 熊谷 • 化 知事の Ш た。 0 各村と阿 提唱で、 そし T 短時 知須 北部 町 \mathbf{H} 0 0 0 間 Ш 市 に協 市 二町 と大歳 議 から 七 村 ま Ł 0 こまり 関係 잿. JII 市 0 町 可 \pm 村 村 九 年 が 南

大山 \Box 市 0 前 H す なわち三月三十 日に大歳村役場では廃庁式が 行 わ れ H Ш 市

所 大歳出張所」として新発足したが、 £ 八八世帯) で、 新発足した山 初代所長は中村本彦であった。当時の大歳村の 口市の総人口は七万六、 几 叮 九人(七、 二三四世帯) 人口は二、 であ 六 0

選挙の告示が出され く無投票で五月五日全員当選と決定した。 内会長の異動もお お、 市 会議 員 や町内会長も必然的 こな たが、 わ 時局重大のおりであることから、 れ 大歳地区連合会長には安富滝 に更新されることになった。 大歳からは村長を勤めていた中村本彦が選出され 挙 三郎が推された 市一致の推薦候補が選ば その ため、 几 月 十五. れ 日 異 市 論もな 会議員

戦時下の生活

華北一帯 場に送られ、予備役兵にも相次いで召集がかかり、ことの重大さを知らされた。 和 十二年 へ広がって、八月には上海に飛火して戦線は拡 (一九三七) 七月 七 日 中 国において日 中戦争 大した。 (日華事変) 出征兵士はつぎつぎと中 が始ま り、 戦火はたちまち 国大陸の

するものであったが、 そうしたなかで、 翌十三年四月には、 のため神社参拝 九月には 事変の長期化にともなって食糧問題・ 「国家総動員法」 出征兵士への感謝 「国民精神総動員運動」が展開されることになった。 が制定され ・消費節約・ 41 ょ 勤労報国・隣保扶助などの精 いよ非常時統制経済 経済道徳の 確立へと重点がおかれて の時代に突入し こ 0 運 神 教化を推進 動 は いつ 日本 た。

賃 政府が勅令で統制を加 の法律 金 制・国 は、 民徴用・価格統 $|\mathbf{E}|$ 防目的達成のため生産・流通 え、 国の総力をあげて長期戦にあたるものであった。 制などの勅令が相次いで発動され ・労務 物資・ 物価・ 運輸などあらゆる分野に こうして十四年に入ると、 わたっ T

以外は 十五年 活はいっそう れるようになった。 は徴用され 放送に国民は血を湧かしていたのであるが、 の攻撃に始まる太平洋戦争 米の 昭和十 十月に東條内閣が実現すると、 中 国家管 には 戦争の長期化にともな 制 加 て軍需工場に行き、 「米穀管理規則」 理下にお 年には米穀の個人取引きを禁止 欠乏し、最低生 日中戦争 そして、 か から太平洋戦争へと続く総力戦 れ (大東亜戦争) 悲しい英霊の帰還を大歳駅で迎えることも次第に増加して 17 が制定されて、 活の確保も危うくなっていた。 農家の馬も軍馬として徴発されるなど、銃後は耐乏生活を余儀なくさ 出 国際関係は更に険悪となり、近衛内閣が の割 運命の十二月八日を迎えることになった。 当て 0 その一方では若者たちが相次いで戦場に送られ、 米の生産者でも自由に消費することを禁じ、 地主保有米の 勃発である。 日常消費には の長期化は物資の不足をきたし、 当初、 制 なかでも主食の絶対必要量は不足 限 白米が禁止されて七分づきとな しばらくは景気のよい 府買い 上げ 倒 れて昭 すなわち などが実施された 和 国民の いくのである。 戦果のラジオ ハワイ真 年 自家保有 ある したか 消費生 八珠湾 九

うに改正され このころ、 九勺 · 四 Ш 〇六グラム) \Box 県でも自 と定めた。 主的に切符 そして十六年に入ると食糧事 (通帳) による配給 制 度を実施 子情はい っそう厳しく 人当り配給基準量は なり、 次の H よ

部落会と隣組

部落会・

町内会が

「市制

町

村制

0

条項の中

に加えられ、

市町

村の末端

以下 一人一日当り 一二八グラム (一合三勺)

八〜一四歳 一人一日当り 二八〇グラム(三合

Ţ

一五歳以上

甲種 (一般) 一人一日当り 三三

人一日当り 三三六グラム(二合四

勺

丙種(農繁期の農業者

および重筋肉労働者

種

(丙種に属しない労働者)

| 一人一日当り四六二グラム(三合三勺)

一人一日当り四二〇グラム

(三合)

料などの欠乏もあって増産は望まれず、 各部落に割り当て、 告をまとめて県に提出したものとを調整して、 米)=供出量であった。 家には強制供出割り当てが行われたが、それは総生産量(作付反別×平均反収)― パン)はすべて国の管理下におかれ、その供出・配給も直接国の手によって統制されるのである。 食糧管理法」 丽 (米穀はもちろん大麦・裸麦・ 食糧事情の前途はなお暗く、 七年五月から妊婦・青少年に一人一か月一升などの が制定され、 部落ではこれを個人 米の供出割り当ては実に深刻で、 自主配給制度を改めて国家管理へと拡大されることになった。 各段の割当会議は常に紛糾し、 小麦・雑穀・甘藷・馬鈴薯ならびにその加工品である麺類 (耕作者) 昭和十七年 (一九四二) 国が県へ、 に割り当てた。 県は各郡市へ、 国の出先が行う作況指数と、 二月に従来の食糧統制を統合した 「加配米」 だが、 難航するのが常であった。 郡は町村に、 出征による労働力不足、 が特配され (種子+自家保有 町村は各地区・ 町村の個人申 すなわち、

勝抜 引きされるなど、 地区にもひそかに消費者が訪れて物々交換を求めたり、 費者へは雑穀・薯類の代替配給が増え、子供の多い家庭などの飯米不足は深刻なものとなった。 くまではと自家保有米を削って供出に応じたという。 「三度の食事を一度に減らしても供米を」と、 世相は悪化していた。 あるいはヤミ屋が横行して法外なヤミ値で取 供米完遂運動が行わ しかし、 食糧規制の強化によ れ 農家は悩みながら って、 の消

長袖シャツ一二点 を上げると、 衣料品の購入に切符がなければ入手できなくなった。この衣料切符は、 度が採用されたのは、 衣料などの統制 乙種 (市部) 国民服・学生服上下三二点 (昭和十八年から四〇点)、 (一五点) 一○○点の二種で、別にタオル・靴下用の小切符が付いていた。 生活必需品の衣料品も底をつい 昭和十七年二月からだった。それまでは不自由ながらも金で買えていたものが、 浴用タオル三点 三点 た。 などであった。 最低の供給を確保するため点数による切符 学童服上下一七点 一人一か年に甲種 品別点数の一 (同二三点)、 (郡部)

〇点、 一般化していった。 このころ、 (乳児・ 婦人標準 昭和十九年には切符点数が一種 服としてモンペと防空頭巾の三種の服装が紹介され、 五〇点と大幅に減点された。 (二九歳以下) 五〇点、 しだいに女性のモンペ 二種 (三〇歳以上) 姿 几

にまで及んだ。 配給制度は塩・砂 糖 魚介類、 そして日本人の食生活に欠くことのできな 61 味 噌 油 戦態

民 原 0 則 に沿 治組織としての本来の性格をうしなわせるものであった) 部落に置 つ か 「常会」 れた実行下部組 を開 き、 織が 「回覧板」 61 わ ゆ が る 活躍) | 隣 したの 組 で、 のである。 隣保班とも呼 (だが、 部落会 ば れ の行 「向う三軒 政 機能強化は 両 0

5 大歳村民の日常生活も日ごとにきびしさが その くためにと、 しわ て、 よせが銃後を守る女性の肩に重くのし 征軍 困苦に耐えなければならなかった。 人家族の 慰問 防空訓 |練や各種奉仕活動にも忙殺されてい 加 わ り、 かかった。 応召によって村内の労働力はいちじる 物資の欠乏が目立つようにな その上、 大日本婦人会・女子青 た。 0 たが、 しく不足 争 寸

刈り 学校報国隊 「学校報国 などの 戦菜園を拓い 学生・生徒が を組織 の手伝い て に ソ 励んだ。 集 勝井に拓 15 4 ゴ 的勤労作業に動員されるのは昭和十四年ごろから 7 昭 13 た修練農場を経営したのをはじめ、 和十六年には、大歳国民学校四 E 7 南 瓜 薯などを植 え、 Ш 年生以上高等科 野 に入って野 十八年になると、 で、 ブド の生徒 ウ 期 をも エビヅ 0 O 5

築されて の採取 41 花の球根などを採取 が始まるのもこのころで、 して供出 た。 油化するための 飛行 機用ガ ソリンの不足を補うため かまどが、 農業会によっ 0 て石 松根 津橋 油 を 0 うく 下 る

だ行 て大歳 警報下 けて昭和二十年に入ると戦局 われるようになった。 3 の卒業式 の空に鳴 火たたき・ り響い 昭 和 スコップ て地区民をあわてさせた。 九 また、 年 $\widehat{}$ は日増 ・とび 警防団などによる家庭防空指導も厳しくなり、 九 四四) しに悪化し、 П などの整備や防 六月十 幸い Ŧi. 大都市に対する敵機の空襲は頻繁とな 日 の夕刻、 敵機の襲来はなかったが 火訓 練も強化され 警戒警報 空襲警 た 火水槽 報 層 0 サ 灯 火管制 1 った。 15 V ケ が から 大 初

業式は空襲警報下で挙行され 0 空にも警報のサイレンがし ょ つ ちゅう 断 続音を響 かせるように なり、 三月十 九 日大歳国 民学校

-217

生産の 勇隊」 国民義勇隊 ③防空など が結成され 一体化を図ろうとするもので (四五歳 は 本土決戦 议下 七 0 ンペ 警防 た。 で組織され、 0 活 全国民を網羅する が叫 61 動 ば 0 でたちで朝田 補助などであっ れ 始め 業務 あった。 た昭 神社 は① 国民 和二十 隊員は国民学校初等科修了 0 た 防 組織として地域 社前 年六 衛 結 成当日 に整 食糧増産 月 _ 列 日 大歳 翼賛会と翼賛壮年 職域ごとに結成 必 重要物資 地区 勝祈 内 願 から 0 以 各戸 運 おこなわ 上 一の男子 送、 か する隊で、 ज 2 5 を解散 n 陣地構築などの 五五五 た。 歳 T 男子 以 衛 玉 およ

局 が 苛 烈となるにつれ、 学 生 生 徒の 勤労動員は 農村労 働 か ら工場労働 そして学

学校の講堂の屋根には児童たちが縄で擬装網を張った。 をすすめる宣伝ビラがしきりにまかれていた。 後の人手不足の農村を守る者もまた必死であった。 続い |戦前の二か月間は大歳上空を敵機の編隊がたびたび通過して空襲警報に脅かされ、 動員として戦場へ送られ、 た。 各戸に防空壕を掘り、 女子は女子挺身隊に組織されて強制的に生産増強に動員され これに避難する家もあった。 土蔵の白壁にはコー このように本土防衛に張り切ってはいたもの 幸い ルタールを塗って迷彩をほどこし、 爆弾は投下され なかったが、 戦々恐々の たから、 日々 の

や吉敷川土手で演習している有様であった。 の兵隊は小型の大砲二門のほかはたいした装備もなく、 七月三日 大国部隊の兵隊二〇〇名が大歳国民学校に駐留して本土守備にあたることになった。 時には丸腰 草履ばきで竹槍を担いで椹野

六年 採取、 らせたという。 数十機編隊のアメリカの小型爆撃機が現れ、 元寺 学校報国隊も、 生が椹野 さらには竹槍訓練などに懸命であった。 同二年生は朝田神社 111 の高田橋付近の土手でちがや刈りを行っていたところ、 応召家庭の麦刈り・ 同三年生は上矢原公会堂 田植えに出動 中の一機が急降下して銃撃を加え、 そし て、 終戦直前の七月三十日から初等科一年 献納割当の縄な ~ の疎開授業が始まった。 突然、 草履作り 亚. 子供たちを縮み上が 川の鎧ケ峠上空から このころ、 0 生は養 <u>Б</u>.

投下され、 かし、 八月十五日の玉音放送によってはじめて戦争に負けたことをしらされるのである こうした本土決戦の構えもむなしく、 八月六日広島に、 九日には長崎に原子

方々が戦死している この 戦争で大歳地区 からも多くの犠牲者が出た。 H 中戦争で一 七人、 太平洋戦争では 0 九人も

